

期間利益の分配可能性と尺度性

——実体資本維持説の利益概念を中心に——

森田 哲 弥

目 次

- 第一章 序 論
- 第二章 実体資本維持説における利益概念
 - 第一節 ゲルトマンへの利益概念
 - 第二節 シュミットの利益概念
- 第三章 販売日再調達価格による費用評価の意味
 - 第一節 販売日再調達価格基準と期間利益の尺度性
 - 第二節 固定資産費用
- 第四章 実体資本維持のための費用評価基準
 - 第一節 棚卸資産費用
 - 第二節 固定資産費用
- 第五章 実際再調達価格基準と期間利益の尺度性
- 第六章 期間利益の分配可能性と尺度性

第一章 序 論

期間利益の概念はいろいろな角度から規定されており、その具体的内容は論者により千差万別である。けれども、

期間利益の分配可能性と尺度性

それらを総括的に眺めてみると、そこに大別して二つの概念規定の方向を認めることができる。

第一は、期間利益を以てその期の營業活動の良否を判断しようとするもの、すなわち營業活動の良否判断の尺度として期間利益を考えるものである。シュマーレンバッハが經濟性 (Wirtschaftlichkeit) の表現として期間利益を考えたのをはじめとして、ドイツにおけるその後の學説は、その意味内容に多少の相違はあっても、その殆どが何等かの意味でその期の營業活動の良否判断の尺度となるものとして期間利益を考え、そのような性質を備えうる利益の計算基準を問題にしている。また同様な考え方が、アメリカでは期間利益を以て収益力 (earning power) の表現とみるいわゆる当期業績主義の立場にたつ損益計算論において強調されていることは周知の通りである。

期間利益のこのような機能、すなわち何等かの意味でその期の營業活動の良否判断の尺度として役立つという機能を、ここでは一般的に尺度機能 (Maßstabfunktion) と呼び、また期間利益がこのような機能を果しうるという性質を期間利益の尺度性 (Maßstablichkeit) と呼ぶことにしたい。もっとも、期間利益を營業活動の良否判断の尺度とするといっても、期間利益の絶対額の多寡によってではなく、通常は資本利益率の比較によってこれを判断しなければならぬことはいうまでもない。尺度機能を果すのは期間利益自体ではなく資本利益率である。従ってここであいう期間利益の尺度性とは、厳密にいえば、尺度機能を果しうるような資本利益率計算の分子となりうる性質である。しかしここではこのような意味を了解した上で、期間利益の尺度性という言葉を使うことにする。

第二は、資本維持の観点からする期間利益の規定の仕方である。名目資本観、購買力資本観、あるいは実体資本観など、いかなる資本概念をとるにせよ、資本維持の観点からは期間利益は期末資本在高のうち維持すべき資本を超え

る部分という形で規定される。ここでいう維持すべき資本とは、期首資本（期首正味財産）に期中の資本取引（利益の社外分配を含む——以下同じ）による資本の増減を加減したものである。総資本を基準にして考えるならば、それは期首総資本に期中の資本取引による増減および負債の増減を加減したものである。

維持すべき資本を超える部分として期間利益を規定した場合には、期間利益はそれを分配しても維持すべき資本は侵害されないという性質をもつことになる。期間利益のこのような性質を一般的に分配可能性（Ausschüttbarkeit）と呼ぶことにする。

この場合特に注意しておかねばならない点が二つある。一つは、ここでいう分配可能性は法律的ないしは財務的にみた分配可能性ではないということである。それを分配しても維持すべき資本は侵害されないという意味においてだけの分配可能性である。

もう一つは、ここで問題にしているのは期間利益であるということである。本来資本維持という概念において維持すべき資本と考へべきものは、利益から峻別さるべき資本であり、その経済的本質において如何なる場合にも利益として分配すべからざるものである。具体的にいえば釀出資本である。あるいはそれに負債を含めたものを考えてもよい。この観点から分配可能利益を規定するならば、それは特定の時点（期末）における正味財産のうち釀出資本を超える部分である。あるいは、期末総資本のうち釀出資本と負債の合計を超える部分である。この超過部分がいつ生じたかは問題にならない。従つてそれは当期の純利益ではなく、それに過去からの留保利益を加えたものまたは繰越欠損金を差引いたものである。これはいわば時点的な利益概念であり、期間利益とは関係がない。資本維持の観点から

みた分配可能利益としては、本来はかかる利益を考うべきであろう。しかしながら、われわれが問題にするのは期間利益である。また、これまでの多くの資本維持説が問題にしているのも、資本維持の観点からする期間損益計算であり期間利益である。資本維持の観点から期間利益を規定する場合には、それは、右に述べた分配可能利益から留保利益を差引きまたは繰越欠損金を加えたものでなければならぬ。言い換えれば、この場合の維持すべき資本は一般的な意味で利益から峻別されるべき資本ではなく、いわば期間利益から峻別されるべき資本である。維持すべき資本というよりも、当然存在すべき資本とでもいおうか。これは具体的には先に述べた如く、期首の正味財産に期中の資本取引による資本の増減を加減したものであり、あるいは期首総資本に期中の資本取引による資本の増減及び負債の増減を加減したものである。期間利益はこれを超える部分として規定される。このような形で規定された期間利益も、その本質においては時点的利益であることに変わりない。しかし前期末現在の時点的利益が除外されているために、それは期間利益としての性質をもちうるのである。

かくて資本維持の観点から規定される期間利益の分配可能性は、それを分配しても右の如き資本を侵害しないと意味での分配可能性であり、留保利益や繰越欠損金を顧慮しての分配可能性ではない。

以上の二点は期間利益の性質として分配可能性を論ずる場合の前提であるので特に注意しておきたい。

さて、期間利益に関するこのような二つの概念規定の仕方、従ってまたそこに現れる期間利益の二つの性質（分配可能性と尺度性）は、それぞれどのような関係において理解されているであろうか。従来の諸説を顧るに、同時にこれら二つの方向から期間利益概念を規定し、期間利益にこの二つの性質を認めようとするものもあれば、一つの方向

から期間利益概念を規定しておきながら、期間利益の性質としては両者を認めようとするものもある。いずれにせよ、期間利益に分配可能性と尺度性の二つの性質を求めあるいは認めようとするものが多い。この傾向は資本維持説、特に実体資本維持説と称せられる学説において顕著である。実体資本維持説では、期間利益はまず維持すべき実体資本を超える部分として規定されるので、分配可能性が期間利益の最も基本的な性質となるわけであるが、更にこのような期間利益について、経済性の表現（ゲルトマッヘル）であるとか、企業活動の国民経済的効果の指標（シュミット）であるとかいう如く、尺度性をも認めようとしている。

だが、果して期間利益は分配可能性と尺度性という二つの性質を同時に備えることができるのであろうか。本稿は、実体資本維持説を代表するゲルトマッヘルおよびシュミットの所説を中心にしつつ、実体資本維持説の枠内でこの問題を検討しようとするものである。⁽¹⁾これは、期間利益に関するこの二つの性質の両立如何を更に一般的に説明し、そこからわれわれの求めるべき会計上の期間利益概念について何等かの手掛りを探り出そうとする私の研究の第一歩である。

(1) 本稿は実体資本維持説それ自体を研究対象とするものではなく、実体資本維持説における期間利益が分配可能性と尺度性という二つの性質を備えうるかを検討するものである。従って実体資本維持説そのものについての諸批判は問題にならない。ここでは、同一の財が再調達され、現在時点の財の再調達価格は確実に測定しようとの前提の下に、実体資本維持の立場に立つ損益計算において計算される期間利益の性質を問題にするのである。

第二章 実体資本維持説における利益概念

本章は、実体資本維持説の代表者であるゲルトマツヘルとシュミットが、期間利益の性質をどのように考えていたかを検討することにより、従来、実体資本維持説と呼ばれている学説における期間利益概念の特徴を明らかにしようとするものである。その場合、彼等が期間利益の性質として明瞭に述べているものだけでなく、彼等の資本維持論——損益計算基準——から必然的に生ずる性質も、彼等の期間利益概念の性質として含めなければならない。そのため本章では彼等の損益計算基準についても必要な限りで紹介する。なお前章で述べた通り、われわれの目的は、実体資本維持説における期間利益が分配可能性と尺度性という二つの性質を備えうるかを検討するにあるのであるから、こゝでももっぱらこの二つの点に焦点を絞って彼等の期間利益概念を検討することにした。

第一節 ゲルトマツヘルの利益概念

ゲルトマツヘルが期間利益の性質をどのように考えているかをみる前に、まず、彼の損益計算論の概略を紹介しておこう。⁽¹⁾

ゲルトマツヘルは、会計上の費用収益を次のように規定する。「企業の会計上の費用は、財の減少として現われた経営自体の力の犠牲⁽²⁾」であり、「企業の会計上の収益は、財の増加として現われた経営の力の流入である⁽³⁾」と。ここで彼が費用収益の具体的表現として考えている「財」は非常に広い概念であり、単に物財だけでなく、貨幣、債権、無形資産など、貸借対照表上資産 (Aktivum) として示されるものすべてを含む⁽⁴⁾。従って、収益として流入した財——ゲ

ルトマツヘルはこれを収益財 (Ertragsgut) と呼ぶ——は通常貨幣資産であるが、費用として流出した財——費用財 (Aufwandsgut) ——は貨幣資産、物的資産、その他さまざまな場合があるわけである。さて、かかる収益と費用の差として利益が計算されるわけであるが、これは、具体的には、収益財と費用財の差として把握される。ところが、収益財と費用財は同質のものであるとは限らない。一般的には、前者は貨幣資産、後者は物的資産であることが多い。そこで、この両者の差として利益を計算するには、両者を比較可能な形で表現する必要がある。これが費用収益の評価であり、具体的には、費用財と収益財の評価にはかならない。

ゲルトマツヘルは、費用収益の評価基準を導き出すにあたり、次の二つの命題から出発する。第一は、「成果を測定するためには、費用および収益に関して共通の評価基盤 (gemeinsamer Wertbestimmungsgrund) が存在しなければならぬ⁽⁵⁾」という命題であり、第二は、「費用および収益に関して、統一的な価値表現 (einheitliche Wertbeziehung) が与えられねばならぬ⁽⁶⁾」という命題である。ここでいう「評価基盤」とは、どういう目的あるいは観点から評価を行うかということであり、「価値表現」とは価値を数値で表わすことである。

第一の命題については、ゲルトマツヘルは次のように説明する。費用は「犠牲であり、期待される豊富な収益によって十分に償われなければならない。従って、費用をそれだけ切離して把握することは成果計算の課題ではない。そうではなく、費用はもっぱら収益との関係において把握しなければならない⁽⁷⁾。」ところで、「企業が有効に活動するためには、収益たる財の増加は、まず、費用たる財の減少を補填 (ersetzen) しなければならない⁽⁸⁾。」従って、「会計的には如何なる場合にも、収益財は、それが費用財のすべてを物的に (materiell) 補填するに足るか否か、という点に

ついで評価されねばならない⁽⁹⁾」と。つまり費用財を基準にして、その補填能力について収益財を評価するという考え方である。彼は、これを「補填検証の方法」(Methode der Ersatzprüfung)⁽¹⁰⁾と呼んでいる。この考え方からは、まず、費用財の再調達価格によって費用を評価すべしという原則が生れてくる。何故ならば、費用をこのように評価して収益から差引けば、収益財が費用財を補填するに足るか、あるいは、補填していくら余るかを検証することができるからである。

第二の命題は、費用収益を同一の価値尺度で評価することを要求するものである。費用収益が異なる価値尺度で測定されている場合には、「計算操作上必要な加算減算を行えない⁽¹¹⁾。」従ってこれは数学的要求である、とゲルトマッヘルはいう。費用収益を同一の価値尺度で評価するためには、貨幣価値が変動しているとすれば、それらを同一時点の貨幣で測定しなければならない。ところで、「収益財は、とにかくこの時点(販売日—森田)に妥当する価値表現が与えられている⁽¹²⁾。」収益財の価額、すなわち売上収入の額がそれである。だから収益の評価額としてはこれをそのまま利用し、費用をそれと同一の尺度で測定すればよい。ここから、費用は販売日の貨幣で費用財を評価した額によるべし、という原則が生れてくるのである。

この二つの命題に含まれている要求から彼の費用評価基準は出てくる。すなわち、同一価値尺度ということから販売日の貨幣が選ばれ、補填検証ということから再調達価格がとられる。かくて彼はいう。「収益財発生の時点に妥当し、かつ、費用を経営が実際に補填しうる価格が費用に関する評価額として考えられるのである⁽¹³⁾」と。これすなわち、販売日の再調達価格による費用評価の要求にほかならない。

ところが、ゲルトマッヘルがこのような費用評価基準を導き出した論拠の一つである第二の命題、すなわち、費用収益を同一の価値尺度で測定しなければそれらの加減算を行うことが数学的に不可能であるという考え方は、個々の取引の利益を計算する場合には問題はないが、期間損益計算においては著しい障壁に直面する。期間損益計算において集計される個々の取引毎の費用、収益、あるいは個々の取引毎の利益は、ゲルトマッヘルの評価基準によればそれが生じた期中のさまざまな時点の貨幣で評価されており、期中に貨幣価値が変動しているとすれば、それらは決して同一の価値尺度で測定されているわけではないからである。従って、同一価値尺度で測定したものでなければそれらを加えたり引いたりすることが数学的に不可能だとする彼の見解に従えば、たとえ個々の取引の費用収益が同一価値尺度で測定されているとしても、それらを集計して期間利益を算出することはできない、あるいは意味がないといわなければならない。

この点は、ゲルトマッヘル自身も認め、特に収益に関連して次のようにいっている。「収益発生の事実は経営年度の全体にわたって分散しているので、損益勘定の右側にあるすべての収益の数値を合計することには、時間的なずれ(zeitliche Inkongruenz)がある。すべての収益財の価格を合計しても、単一の価格(あるいは単一の価値といつてもよい)が出てこないのは当然である」と⁽¹⁴⁾。それにもかかわらず、彼は更に続けて、「われわれの考えるところでは、尺度たる貨幣価値の変動が費用および収益の評価において一様に含まれている場合、従って、費用と収益が常に同じ古さの価格で差引計算されている場合には、尺度たる貨幣価値の変動は年次計算をその根底から破壊しようものではない」と⁽¹⁵⁾いう。まことに苦しい弁解である。費用収益を同一時点で評価すること自体は、後に述べるように、他の観

点からある意味を認めることができるのであるが(二五五頁以下参照)、これを「数学的要求」などということは全くナンセンスである。

それでは、第一の命題だけから彼の費用評価基準は出てこないものだろうか。先に述べた如く、補填検証という考え方からは「費用財の再調達価格」を費用評価基準とするという一般的要求は生ずるが、この再調達価格が何時のものでなければならぬかは補填検証の形によって異なってくる。すなわち、個々の取引毎に販売日現在で収益財による費用財の補填可能性を検証する場合には、販売日の再調達価格が費用評価基準となる。しかし、期間計算においては、かかる補填可能性を必ず販売日に検証しなければならないという理由はない。従って、販売日の再調達価格をとらねばならない必然性はない。むしろ、一般には販売日の後に行われる実際の補填に幾許要したかを問題にする方が、補填検証という考え方を期間計算の場においてみるときに より適切であるといえる。そのためには、費用は販売日の再調達価格ではなく、実際再調達価格によって評価されなければならないのである。

果せるかな、ゲルトマツヘルも、はじめに二つの命題から出発して販売日再調達価格基準を主張しておきながら、具体的に期間損益計算を論ずるに当っては、何の断りもなしに実際再調達価格基準へと転向しているのである。⁽¹⁶⁾従って、そこでは個々の取引についても費用収益は同一価値尺度では測定されていないわけであり、第二の命題は彼自ら放棄していることになる。このような点からみると、彼が何故第二の命題を特にもち出したのか、全く理解に苦しむのである。

このように、ゲルトマツヘルの論述は一貫性を欠いており、彼が費用評価基準として販売日再調達価格をとるの

実際、再調達価格をとるのかすら、必ずしも明瞭ではないのである。しかし、この点に曖昧さはあるとしても、少くも彼の損益計算の基本的性格だけは、ここに紹介した彼の論述からはっきり読みとれると思う。すなわち、彼の損益計算は収益財による費用財の補填という思考によって貫かれており、費用財を補填して残れる収益財部分が利益であると考えられている。この場合、補填される費用財は企業から流出した具体的な財であるから、この補填によりかかる具体的な財は常に維持されることになる。ゲルトマッヘルは、本節でとりあげた著書では、維持 (Erhaltung) あるいは資本維持 (Kapitalerhaltung) という言葉を使わず、補填 (Ersatz, Kompensierung) という言葉を使っているが、「補填」の結果は「維持」を齎らすのであるから、費用財補填という彼の損益計算の基本的立場は、実体維持あるいは実体資本維持の立場と全く同じであるといえるのである。

(1) ゲルトマッヘルは、一九二三年に“*Wirtschaftsunruhe und Bilanz, I. Teil*”を出版し、成果計算に関する彼の基本的見解を明らかにしているのであるが、その中で、詳細な点については第二部に譲ると述べながら、その第二部は未だに出版されていない。従って、彼の成果計算論には、明確でない点も多い。また、その後の彼の論文“*Grundbegriffe und systematischer Grundriss des betrieblichen Rechnungswesens*” (ZfHf 1929) 第43 “*Kapitalbewertung und Kapitalerhaltung*” (in *Kapital und Kapitalismus*, hg. v. B. Harms, 1931) には、“*Wirtschaftsunruhe...*”と異なり、再調達価格による費用評価はカルクラチオンおよび短期成果計算における原則であるとし、期間成果計算では取得原価による費用評価を主張している。しかし、これらの論文では、彼の成果計算論が体系的に述べられているわけではないので、本稿ではもっぱら“*Wirtschaftsunruhe...*”に示された彼の説を問題にする。

(2) (3) E. Geldmacher, *Wirtschaftsunruhe und Bilanz*, 1923, S. 4.

期間利益の分配可能性と尺度性

- (4) ゲルトマンヘルはこれを厳密には経営経済的財 (betriebswirtschaftliches Gut) と呼んでゐる。(E. Geldmacher, a. a. O., S. 5/6)
- (5) (9) E. Geldmacher, a. a. O., S. 8.
- (7) (8) (9) E. Geldmacher, a. a. O., S. 9.
- (10) E. Geldmacher, a. a. O., S. 10.
- (11) E. Geldmacher, a. a. O., S. 8.
- (12) E. Geldmacher, a. a. O., S. 12.
- (13) E. Geldmacher, a. a. O., S. 13.

彼はまた次のようにもいつている。「費用評価を歴史的取得原価へ結びつけることの中に、慣習的貸借対照表計算の根本的誤謬が存する。それは、費用の正確な把握と、従つてまた、成果(収益はこの誤りと関係ない)の正確な把握を不可能にしてきたのである。費用の正しい評価額は、過去に記録された価格ではなく、販売の時点に妥当する実際の、または、考えられる再調達価格である。何故ならば、収益は費用を補填しなければならず、正しい成果計算はそのことを示さねばならないからである。」(傍点森田) (E. Geldmacher, a. a. O., S. 54)

(14) (15) E. Geldmacher, a. a. O., S. 48.

(16) ゲルトマンヘルが実際再調達価格基準を考へていることは、次の文章から明らかである。「減少した効用価値(費用財——森田)の補填は、必ずしも費用発生時点に行われるわけではないから、継続的な費用計算(費用を取引の都度計算すること——森田)においては、基準となる再調達価格は、大抵の場合、見積りうるにすぎない。しかしながら、このような見積の結果は……後に再調達が行われた時に修正しなければならないであろう。」(E. Geldmacher, a. a. O., S. 61) ハックスも

この点について次のようにいっている。「費用の本来の価額としては、ゲルトマツヘルは、大抵の場合将来になって判明するところの実際の取替価額を考えているように思われる。」(K. Hax, Der Gewinnbegriff in der Betriebswirtschaftslehre, 1926, S. 47)

以上、ゲルトマツヘルの損益計算論の概略を説明したのであるが、それでは、損益計算においてこのような基本的立場をとるとき、期間利益はどのような性質を帯びることになるだろうか。そしてまた、ゲルトマツヘル自身、期間利益の性質についてどのように考えているであろうか。

損益計算におけるゲルトマツヘルの基本的立場は、収益財による費用財の補填を検証するということであり、これが、損益計算基準を実体資本維持の立場から形成することを意味するということは、すでに述べた通りである。そこでは、期間利益は期中に流入した収益財の合計のうち、期中に流出したすべての費用財を補填して余れる部分である。いい換えれば、期間利益は、実体資本を維持して余れるもの、それを分配しても実体資本が侵害されないものという形で規定される。従って、そのような意味での分配可能性をゲルトマツヘルの期間利益はもっているといえるのである。もっとも、彼自身は期間利益のこのような性質については何も述べていない⁽¹⁾。しかしながら、彼が明言するしないにかかわらず、損益計算における彼の基本的立場からすれば、このような意味での分配可能性は彼の期間利益概念の最も基本的な性質であるといえるのである。

次に、われわれの関心をもつ期間利益のもう一つの性質である尺度性については、ゲルトマツヘルは、それが如何なる意味の尺度性であるかはしばらくおき、一応、彼の期間利益の性質としてはつきり述べている。すなわち、彼は

次のようにいう。期間利益の額はさまざまの意味をもっているが、「それは就中、経営者にとって最も必要であり、かつ、最もすぐれた企業運営のための計量器 (Messinstrument zur Steuerung der Unternehmung) を意味する。」⁽⁶⁾「経済性 (Wirtschaftlichkeit) のバロメーターとしてこれを利用することが、経営経済的には最も重要である」⁽⁶⁾と。彼は、期間利益を企業の経済性の表現と解し、それを以て経営遂行上の指針と考えているのである。

経済性という言葉によって、彼が具体的に何を意味しようとしているかは明らかでない。彼はこれについて何等説明していないからである。ただ、彼は常に国民経済的観点から企業を観察し、その観点から理論を構成していると解しうるので、⁽⁴⁾経済性という概念は私経済的意味での収益性とは異なるものであると想像しうるにすぎない。従って、われわれはこれを、国民経済的観点からみたその期の営業活動の良き、というような漠然とした意味に解して差支えないと思う。

さて、経済性というような概念は一般に相対的なものであるから、期間利益によってその期の経済性を判断しようとすれば、それを過去の期間または他の企業の期間利益と比較してみなければならぬ。この点に関連して、ゲルトマッヘルは損益計算とは別に一つの計算(換算)を提唱している。すなわち次のようにいう。利益を期間的に比較する場合には、「それ(成果)——これは計算された差額だけであり、年次計算における費用および収益ではない)を變動しない通貨に換算することによって、あるいはより正しくは、経営外的な包括的な国内指数で換算することによつて、統一する」⁽⁶⁾ことが必要である、と。彼はこれを利益自体の評価と呼んでいる。⁽⁷⁾これは、当期の利益を含む比較すべきすべての期間利益を基準時点の貨幣価値に換算し、以て同一の貨幣価値水準の上で期間利益を比較しようとする

考え方にほかならない。

このような換算が期間利益を比較する上に意味があることは確かであろう。しかし、たとえこのような換算を行ったとしても、期間利益の絶対額の比較では二つの期間の経済性の優劣を判断することはできない。というのは、使用資本額の相違を顧慮しなければならぬからである。一般に、期間利益を経済性の表現とみるといっても、具体的に期間利益自体ではなく、総資本利益率の形でこれをみなければならないことは明らかである。従って、ゲルトマッヘルのように期間利益の換算を考える場合には、総資本額も何等かの形で同一価値基準に換算しなければならないわけである。果してこれに関する適当な方法があるかどうか。もしそれが不可能であるとすれば、利益の換算も殆ど意味のないものになってしまうのである。この点については、ゲルトマッヘルは何も述べていない。⁽⁸⁾しかしながら、この点を深く詮索することはわれわれにとってそれほど重要なことではない。ここでは、彼が特に期間利益の換算を主張していることは、彼が、経済性の表現という性質、すなわち尺度性を、期間利益の性質として強く意識している一つの現われである、ということを指摘しておけば十分である。

以上で、ゲルトマッヘルの期間利益概念に含まれている二つの性質を明らかにしえたと思う。一つは、実体資本維持の立場からみた分配可能性であり、他は、経済性の表現という言葉で表わされている尺度性である。

(1) 利益の分配可能性について、ゲルトマッヘルは、「利益が経営活動に支障なく分配できるか否かは、経営が誠実に熟慮すべき事実問題である」(E. Geldmacher, Wirtschaftsunruhe, S. 26)と云っているが、これは財務的ないし経営政策的観点からみた分配可能性であり、われわれの問題とする分配可能性とは全く別の事柄である。

- (2) (3) E. Geldmacher, a. a. O., S. 11.
- (4) この点は、次の文章からもうかがえる。「われわれは、経営を国民の生活源泉として理解しなければならず、経営が経済的に活動している限り、それを保護しなければならない。経営が経済的に活動しているか否かということは、成果計算がこれを示さなければならぬ。誤れる成果計算は、公共の害になるのである。」(E. Geldmacher, a. a. O., S. 66)
- (5) "der außerbetriebliche umfassende inländische Index". 一般物価指数の意。ハックスはこれを "Generalex." と云々換えて居る。(K. Hax, Der Gewinnbegriff..., S. 50)
- (6) E. Geldmacher, a. a. O., S. 48/49.
- (7) E. Geldmacher, a. a. O., S. 10/11.
- (8) シュミットは、ゲルトマツヘルとは反対に、期間利益はそのままにして総資本の額を現在価額に修正して総資本利益率を計算している。この方法は、ゲルトマツヘルの方法に比しはるかにすぐれているといえよう。シュミットの財産計算は、かかる総資本の計算を目的とするものである。(次節参照)

第二節 シュミットの利益概念

シュミットの損益計算論については、いまさら更めて紹介するまでもないであろう。ゲルトマツヘルと異なり、彼は終始一貫して販売日再調達価格を費用評価の基準とし、実体資本維持の観点からその損益計算の体系を構成しているのである。もっとも、厳密に言えば、このような観点からだけとはいえないのであるが、その点については後で論じよう。

そこで、直ちに彼の期間利益概念の紹介に入りたいのであるが、その前に一言触れておかねばならないことがある。

それは彼の資本維持説が、一般に、ゲルトマツヘルの如き実体資本維持説、すなわち絶対的実体資本維持説と異なり、実体資本維持説の中でも相対的資本維持説として特に区別されている点である。シュミット自身も、彼の説が決して企業実体の絶対的維持を目指すものではなく、国民経済の生産性の変動に応じた相対的維持を目標とするものであることを繰返し強調している。もしシュミットの計算論が絶対的実体資本維持論と区別さるべきものであれば、本稿の対象とする実体資本維持説（絶対的維持説）の利益概念としてシュミットの利益概念を引合いに出すことは、全く不適当であるといわねばならない。しかしながら、彼の資本維持論は、計算論的には決して相対的維持論ではなく、絶対的維持論である。この点についての論証はここでは省略する。いずれ稿を改めて論ずる積りである。が、要するに、彼の相対的維持論はその計算論と結びついていないのである。ある場合には、損益計算上損失が現われても彼のいう相対的維持が達成されていることもあり、またある場合には、損益計算上利益が現われても、それを留保するか、または外部から新資本を導入することによってはじめて相対的維持が達成できにすぎない。損益計算の結果たる利益または損失は、シュミットのいう相対的維持とは何の関係もない。販売日の再調達価格を費用評価基準とすることによって実際の再調達が可能であるとすると彼の主張（その当否については次章で論ずる）を前提とするならば、彼の損益計算の基本的立場は、絶対的な実体資本維持以外の何ものでもないのである。⁽³⁾

さて、シュミットは、彼の損益計算において計算される期間利益の性質について、相当詳細な見解を述べている。そこで、以下、われわれの当面の問題である期間利益の分配可能性と尺度性について、彼がどのように考えているかを紹介しよう。

シュミットは、彼の利益概念を基本的に次のように規定する。「企業財産の維持を超過して獲得したもののだけが利益である⁽³⁾」と。もっとも、相対的維持を主張する彼は、しばしばかかる概念規定の中にも、相対的に維持して超過せるもの、という表現を使っているが、すでに述べた通り、彼の説は計算論的には絶対的維持論であるので、この点を特に問題にする必要はない。このような概念規定からは、利益はそれを分配しても企業財産の維持の障碍にならないという意味で、実体資本維持の立場からみた分配可能性という性質を導き出すことができる。シュミットの言葉を以てすれば、利益とは「売上収入のうち、それを企業から引き出しても企業の相対的生産力または販売力の維持・・を脅かさない部分⁽⁴⁾」であるということになる。彼は、更にこの分配可能性について、「利益の分配可能性は、真の利益、真の所得の最も重要なメルクマールである⁽⁵⁾」ともいつている。勿論この場合、シュミットの費用評価基準である販売日再調達価格基準によって、果して企業財産の維持、実体資本の維持が可能であるか、いいかえれば、かかる費用評価基準に従って計算された期間利益を分配しても実体資本維持が可能であるかは、検討しなければならぬ問題である。しかし、それは次章でとりあぐべき問題であり、ここではそれが可能であるとするシュミットの主張をそのまま受け容れて、彼が分配可能性を期間利益の一つの性質として考えているという事実だけを指摘しておけば十分である。

このように、シュミットは、彼の損益計算および利益概念を実体資本維持の立場から形成しているのであるが、しかし彼は、決してかかる資本維持の立場だけから一義的に損益計算あるいは利益概念を説明しているのではない。実体資本維持とは必ずしも関係のないもう一つの立場から彼は利益概念を措定し、そこから先にのべたと同じ費用評価

基準、すなわち、販売日再調達価格基準を論拠づけようとしている。この立場というのは、一般的にいえば、計算される利益に尺度機能ないし尺度性を求めようとする立場である。シュミットはいう。「企業家は、彼の企業に結合されている財産が、少くとも正常な収益を挙げているかを常に検査しなければならない。そして、彼の財産をその時その時に最高の収益を約束する生産に導くよう、常に企てなければならぬ。……しかして、それは、彼の会計が確實にして明瞭な尺度を彼に提供する場合にはのみ可能である」と。⁽⁶⁾ それでは、彼は具体的にどのような意味の尺度性を利益に求め、あるいは認めようとしているのであろうか。

第一に、シュミットは、利益の額を以て企業活動の国民経済的效果を表わすものと考え、企業は消費者の需要を充足する任務をもつ。この任務は、あるいは財の移転 (Ortsveränderung) を通じて、あるいは財の変形 (Formveränderung) を通じて遂行される。しかして、需要の強度は市場価格の形で現われる。従って、需要充足に関する企業の役立ちを測定するには、調達市場と販売市場の間の価格差 (Wertsparne) を計算しなければならない。この価格差が企業の利益である。⁽⁷⁾ この場合、利益が真にこのような国民経済的效果を、すなわち、消費者の需要充足における役立ちを表わしうるためには、販売日現在の再調達価格で評価した費用額と、売上収入とを比較しなければならぬ、とシュミットは主張する。その論拠は次の通りである。

まず、工業の場合についてみると、過去の支出額に基づいて計算した原価がいかに低くとも、販売日現在の価格に基づいて計算した「原価が販売価格より高ければ、その生産は国民経済的にみても損失であろう。何故ならば、このような生産は、そのまましておくか、あるいは、他の製品を作った方が消費者の側からみてより高い評価をうけ、

従つてより高い程度に需要を充たすところの原価構成要素 (Kostenanteil) を、このような製品 (より低い程度にしか需要をみたしえない製品——森田) を作るのに使つてしまったことを意味するからである。⁽⁸⁾ 商業の場合にも同様のことがいえる。過去の仕入価格がいかに安くとも、販売価格が販売日の仕入価格 (再調達価格) より低い場合には、この商品は、販売市場へ移すよりも調達市場へとどめておいた方が、消費者の需要をより高い程度に充たしうるわけである。いずれの場合も、販売価格が販売日現在の再調達価格より高いときのみ、その企業活動は国民経済的にみて好ましいものといえる。従つて、かかる国民経済的効果の指標を利益に求めるためには、費用は販売日の再調達価格で評価しなければならぬ。そのようにして計算した利益のみが、企業活動の国民経済的効果の指標たりうるのである。ただし、このようにして計算した利益が企業活動の国民経済的効果を表わすといつても、それは、特に工業の場合には、単に国民経済的に需要度の高い製品を生産したということだけを意味することにはならない。何故ならば、たとえ販売日の再調達価格 (再生産価額) で費用を評価するとしても、企業の生産性如何によつては費用量の違いから費用額も変り、従つて、利益の額も変つてくるからである。それ故、ここには、次に述べるような、シュミットが経済性と呼ぶ要素も含まれていると解さねばならない。

第二に、シュミットは、利益の額を以て経営の経済性 (Betriebsökonomik) の尺度と考へる。ここでいう経済性とは、費消された費用量と生産された製品量の割合であり、従つて、彼の生産性 (Produktivität) という概念と同じである。⁽¹⁰⁾ 費用の評価基準として販売日の再調達価格をとれば、費用要素の価格変動は完全に利益から排除されるので、「そのようにして計算された取引利益の大きさは、経営の内部的経済性にのみ由来する」とシュミットはいう。しか

し、利益の額によってシュミットの意味における経済性の推移を判断しうるのは、非常に限られた場合だけである。彼の経済性という概念は、数量的割合を意味する概念であるから、異なる製品を生産する異種の企業の間でこれを比較することはできない。また、一つの企業において期間的比較を行う場合でも、利益額の変化は必ずしも経済性の変化を意味しない。何故ならば、たとえ経済性に变化がなくなるとも、当該生産の国民経済に対する適合度が変れば、利益の額は変わってくるからである。いい換えれば、その製品に対する需要度の変化によっても（これが販売価格すなわち収益の額を変化せしめる）また、費用要素に対する需要の変化によっても（これが費用の評価額を変化せしめる）利益の額は変わってくるのである。それ故、利益の額によって経済性の適合を知りうるのは、同一期間における同種の企業との関係においてのみである。シュミットは次のようにいっている。利益の額は「この企業が、同種の他の経営、特に、市場供給のためになお必要とされる最終の経営（限界経営―森田）よりも少い費用（費用量―森田）の消費で生産することに、どの程度成功したかを示すのである」⁽¹²⁾と。これは、利益によって知りうる経済性について、その限界を彼が認識していることを意味するものであろう。

シュミットは、このように期間利益に含まれる尺度性の内容として、二種類のものを考えている。一つは、生産（または販売）の国民経済的需要に対する適合性ともいべきものであり、他は、技術的・数量的意味での経済性である。しかし、これまでの考察で明らかな如く、期間利益は両者のうち一方だけを単独に示すことはできない。シュミットは、両者の関係については何もものべていないけれども、われわれは、彼の期間利益が示すのは、この両者の綜合結果であると解すべきであらう。そして、それを、われわれは企業活動の国民経済的效果ないし役立ちと呼んでよ

いであろう。

さて、以上の如く、利益を以て企業活動の国民経済的効果の表現とみるとしても、利益の絶対額を問題にしたのは、この点について極く限られた知識しかえられない。例えば、ある期の損益計算の結果、欠損ではなく利益が出たとすれば、この企業はこの期間に国民経済的にみて意義のある活動をした、ということはいえる。しかし、この絶対額を以てしては、二つの企業、または二つの期間を比較して、いずれがどの程度すぐれているかを判断することはできない。使用した資本の大きさに違いがあれば、当然、それを顧慮しなければならぬからである。ここに、期間利益を使用総資本額との割合において観察することが必要になるのである。このような観点から、シュミットは総資本利益率を問題にし、それによって判断しうるものを収益性 (Rentabilität) ⁽¹³⁾ という名で呼んでいる。

収益性の指標として総資本利益率を計算するに際しては、正確な期間利益を計算することと共に、分母となる総資本を如何にして計算するかが重要な問題になる。この総資本の計算について、シュミットは次のようにいつている。「価格水準が変動すれば、それ(資産の取得原価を基準にして計算した総資本額——森田)は誤れるものになる。……そして、もはや企業の収益性を判断するためのいかなる基準をも提供しない。この基準になるものは、企業財産の現在の再生産価値の合計である。何故ならば、それは、企業が生産のために使用し、かつ、企業が少くとも正常であるためには、それに対する利子を得なければならないところの投資の、その時における価値合計を表わすからである」⁽¹⁴⁾と。すなわち、総資本利益率の分母となる総資本は、「企業の完全なる再生産価値」⁽¹⁵⁾でなければならず、具体的には「その時に存在する財産部分を全体経済の価格水準で測定した価値合計」⁽¹⁶⁾、つまり、貸借対照表日現在における資産の再調

達価額の合計でなければならぬ、と考えるのである。

かかる総資本の計算、すなわち、企業の総資産の期末現在の再調達価額の合計を計算するのが、シュミットの財産計算 (Vermögensrechnung) の任務にはかならない⁽¹⁷⁾。もっとも、彼の財産計算は、単に期末残存資産の価値計算だけを意味するのではない。それは、企業内にある財産の価値的な動きを常時追求するものであり、販売された財の販売日における再調達価格を確定することも、財産計算の領域に属するのである。この点では、財産計算は、財が企業内にある間に生じた価値の変動を把握することを通じて、利益の算定にも関与しているといえる。しかし、財産計算のこのような役割は、費用評価という形で損益計算の領域に含めることが可能であるから、この役割に関する限りでは、敢えて財産計算を損益計算と並べてとりあげる必要はない筈である。従って、財産計算の中心は、再調達価格による期末残存資産額の計算という点に求められるのである。

このように考えると、シュミットの計算体系に財産計算が含まれていることは、われわれが、期間利益の性質についての彼の見解を理解する上に、重要な示唆を与えるものであるということが出来る。そもそも、実体資本維持を目的とし、その立場から分配可能な利益を計算するだけであれば、企業から流出した財の再調達価格を算定すれば十分であり、ワルブもいうように、期末資産の時価計算は必要でない⁽¹⁸⁾。事実、ゲルトマツヘルは、シュミットと同様に実体資本維持を追求しながら、期末資産の時価評価は主張していない⁽¹⁹⁾。むしろ、積極的に否定している。しかしながら、損益計算の結果たる期間利益に、実体資本維持の立場からみた分配可能性のみならず、尺度性をも求めようとするシュミットの立場からは、単に正しい期間利益の計算だけでなく、正しい総資本額の測定が不可欠である。ここに、損

益計算と並んで総資本の計算が、彼の計算体系に含まれる理由がある。これが財産計算にほかならない。「財産計算は、収益率の問題に関して、一方の側の基準……を提供する」任務を果しているのである。われわれは、このようにシュミットの計算体系における財産計算の位置づけをすることができるのである。そしてまた、このように解するならば、シュミットが財産計算を詳しく論じていることは、彼が収益性判断の指標としての総資本利益率を重視していることの現われであり、同時に、彼が、かかる指標の計算要素としての期間利益の意義を重視していることの現われでもある、といえるのである。われわれの言葉を以てすれば、それは、彼が期間利益の性質として尺度性を認め、あるいは重視していることの証左にほかならないのである。

以上において、シュミットの利益概念に含まれている分配可能性と尺度性の二つの性質を明らかにしえたと思う。これを要するに、シュミットは、費用評価の基準として販売日の再調達価格をとり、それに基づいて計算された期間利益について、それを分配しても実体資本は侵害されないという意味での分配可能性と、企業活動の国民経済的役割の指標という意味での尺度性を認めているのである。これが、利益に関するシュミットの見解である。

- (1) シュミットは資本維持 (Kapitalerhaltung) という言葉を使わず、価値維持 (Werterhaltung) / 生産力の維持 (Erhaltung der Produktivkraft) / 企業の維持 (Erhaltung der Unternehmung) / 全体経済における企業の地位の維持 (Erhaltung der Stellung in der Gesamtwirtschaft) / 実体維持 (Substanzerhaltung) / 財産価値の維持 (Erhaltung des Vermögenswertes) / 生産物維持 (Produktterhaltung) など、さまざまな表現を用いている。いずれも大同小異の意味をもつ言葉であるが、彼が具体的に目標とするものは生産力の維持であり、その前提としての財産実体 (具体的な財産量——貨幣

ではない)の維持である。従って、それは、いわゆる実体資本維持という概念と同じである。

(2) この意味、特にコストを必要とするものに於ける指標である。(E. Walb, Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, 1926, S. 338 J. Liebl, Kapitalerhaltung und Bilanzrechnung, 1954, S. 34)

(3) F. Schmidt, Die organische Tageswertbilanz, 1951, S. 55.

(4) F. Schmidt, a. a. O., S. 150.

(5) F. Schmidt, a. a. O., S. 241.

(6) F. Schmidt, a. a. O., S. 161.

(7) F. Schmidt, a. a. O., S. 56/58.

(8) F. Schmidt, a. a. O., S. 57.

(9) F. Schmidt, Bilanzwert, Bilanzgewinn und Bilanzumwertung, 1924, S. 23.

(10) 生産性 (Produktivität) と費用量 (Kostenmenge) と製品量 (Produktmenge) の割合によって表現される。(F. Schmidt, Tageswertbilanz, S. 150.)

(11) F. Schmidt, Tageswertbilanz, S. 167.

コストスは、シットミックの利益概念に基づいて次のように説明している。「取引利益は企業の内部的経済性に著しく依存する。すなわち、同一の費用量からどれだけ多量の製品を生産しうるかという能力に依存する。従って、取引利益は経営経済性の尺度である。」(K. Hax, Der Gewinnbegriff in der Betriebswirtschaftslehre, 1926, S. 60)

(12) F. Schmidt, a. a. O., S. 167.

(13) F. Schmidt, a. a. O., S. 95.

期間利益の分配可能性と尺度性

収益性 (Rentabilität) という語は、¹⁾しほじほ経済性 (Wirtschaftlichkeit) という語と対比して用いられる。その場合には、私経済的観点からみた利益獲得能力という意味で使われる。シュミットは特にこの語の意味について説明していないが、これを右のような意味に解することは適当でない。ここでは、先に述べた如き、企業活動の国民経済的効果を表わす指標という意味に解すべきであろう。

- (14) F. Schmidt, a. a. O., S. 95.
- (15) F. Schmidt, a. a. O., S. 99.
- (16) F. Schmidt, a. a. O., S. 135.
- (17) シュミットの財産計算、すなわち、総資本利益率の分母となる総資本の計算に関しては、内容的には多くの問題点がある。例えば、期末の総資本だけを考へていること、償却性資産については引当金を差引いた額を考へていること、などである。また、分子たる期間利益の計算についても、他人資本に対する支払利子は当然費用から除外さるべきであるが、この点も明確に述べられてはいない。しかし、このような点を深く詮索することは、本稿においては必ずしも必要ではないので、特にとりあげないことにする。
- (18) E. Wald, Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, S. 381.
- (19) E. Geldmacher, Wirtschaftsruhe und Bilanz, S. 50/51.
- (20) F. Schmidt, a. a. O., S. 135.

第三章 販売日再調達価格による費用評価の意味

ゲルトマツヘルもシュミットも、費用評価の基準として販売日の再調達価格を主張している。(もっとも、ゲルトマツヘルは、期間損益計算を論ずる際には、その主張を変えて実際再調達価格を費用評価の基準として、先に述べたとおりである) 彼等は、実体資本維持を可能ならしめる費用評価基準として販売日再調達価格を主張しているのであるから、かかる基準に従って計算された期間利益は、実体資本を侵害することなしに分配可能である、というのが期間利益の性質に関する彼等の基本的な見解になっている。他方、彼等は、このような基準によって計算された期間利益が、経済性の表現であるとか、経営活動の国民経済的効果の指標であるとか、あるいは収益性の指標であるとかいふ如く、営業活動の良否判断の尺度となるということを認めている。いい換えれば、彼等はいずれも、販売日の再調達価格を費用評価の基準として計算した期間利益が、分配可能性と尺度性の二つの性質をもっていると考えてるのである。この点は、ゲルトマツヘルおよびシュミットの各々について、前章で明らかにした通りである。しかしながら、前章では、期間利益に関するこのような性質を彼等が主張していること、あるいは、損益計算における彼等の基本的立場からみて、このような性質が必然的に生じてくることを単に指摘したにすぎない。そこで、われわれは更に、彼等の具体的な計算基準に基づいて計算される期間利益が、果してそのような性質をもちうるか否かを検討しなければならぬ。

販売日の再調達価格を費用評価の基準にして計算した期間利益は、彼等の考えるような意味での尺度性をもちうるかあるいは、一般的に何らかの意味での尺度性をもちうるか。そしてまた、同時に、それが実体資本を害することなしに分配可能であるか。これらの点を検討するのが本章の目的である。

第一節 販売日再調達価格基準と期間利益の尺度性

ゲルトマツヘルもシュミットも、販売日の再調達価格を費用評価の基準として計算した期間利益が、国民経済的観点からみたその期の営業活動の良さを表わすと考えている。その具体的意味については、ゲルトマツヘルは全く説明していないといつても過言ではない。彼はただ、「経済性のバロメーター」という言葉でこれを表現しているにすぎないのである。シュミットは、この点について相当明確な見解を述べている。これは前章で詳しく紹介したところであるが、要するに、期間利益は、より需要の多い製品を生産し、またはより需要の多い場所へ商品を移すことによつて、国民経済的需要充足にどれだけ貢献したかを示す、というのがシュミットの考え方である。そこで、本節では、まずシュミットのかかる見解を簡単に検討し、しかるのち、この費用評価基準が期間利益の尺度性に対してもつ一般的な意義を述べてみたい。

物価が変動している場合を前提とするならば、財の販売価格とその取得原価を比較しても、その差額によつて、シュミットのいう意味での取引の国民経済的效果を表わしえないことは明らかである。かかる効果を測定するには、費用・収益を同一時点で測定し、比較しなければならぬ。しかもこの効果は、販売という行為によつて最終的に確定し、またその時に判定されるものであるから、費用・収益を測定すべき時点は、販売日でなければならぬ。かくて、費用を販売日の再調達価格で評価することが必要になる。従つて、販売日の再調達価格を費用の評価基準として計算した利益が、シュミットのいう意味での取引の国民経済的效果を表わすということを、われわれは認めてよいであらう。⁽¹⁾もつとも、ここでは、原則として個々の販売取引毎の利益について考えているのであるが、期間利益についても同様にみることができよう。すなわち、考え方としては、期間利益を、右のような方法で計算した取引毎の利

益の合計と解する。そして、個々の取引毎の利益についてかかる性質を認めうるとすれば、その合計である期間利益も、その期間中の営業活動の国民経済的效果を総合的に表わす、と解釈できるのである。

このような観点から、企業の一期間の成績を判断しようとする場合には、期間的比較または他企業の同一期間との比較によらねばならないわけであるが、その場合、比較さるべきは期間利益の絶対額ではなく、シュミットが収益率と呼ぶ総資本利益率でなければならないことは、いうまでもない。ただ、総資本額の計算に関しては、シュミットの如く資産の期末再調達価格を基準にしてこれを計算しようとする考え方に一応の正当性は認めうるとしても、なお問題にすべき多くの点のあることは、すでに指摘した通りである。しかし、シュミットの意味における企業活動の国民経済的效果の指標として総資本利益率を考える場合、販売日再調達価格を費用評価基準として計算した期間利益が、その分子として適切なものであることは認めうるであろう。

シュミットのような国民経済的観点をとらなくとも、費用を販売日の再調達価格で評価することは、期間利益の尺度性に対して一つの意味をもっている。この費用評価基準によれば、費用と収益は同じ日に評価され、従って、両者は同一の価格水準のもとで評価される。その結果、そこに算定される利益は、価格変動の影響を除外されたものになる。すなわち、費用要素の取得日から販売日までの間に生じた価格変動の結果は、計算される利益に含まれないわけである。もっとも、厳密に言えば、かかる表現は若干正確さを欠いている。この費用評価基準によれば、単に価格変動の影響だけでなく、購買活動の成果も利益から除去されることになる。すなわち、収益から差引かれるのは取得原価ではなく、販売日の再調達価格であるから、有効な購買活動によってたとえ一般より安い価格で費用財を購入した

としても、その安い取得原価は、利益の計算に何の影響も及ぼさないものである。この点は、いわゆる費用の時価評価論においてあまりとりあげられていないけれども、かかる費用評価基準によって算定された利益の性質を考察する場合には、一応考慮しなければならない点である。

さて、かかる価格変動の影響を除去した利益だけを、本来の営業活動の成果とみるべきか、あるいは、価格変動の結果得られたものもその中に含めて考えるべきかは、問題の存するところである。値上りを見越して財を購入するという、いわば投機的要素を含んだ取引を、重要な営業活動の一つとみることも可能だからである。しかし、この点について如何なる見解をとるにしても、費用要素の価格変動の影響を除去した利益の大きさを知ることが、企業にとって有意義であることは疑いのないところである。とすれば、販売日の再調達価格を費用評価の基準として計算した利益は、「営業活動の良さ」を示す指標として極めてすぐれたものであるといえよう。それは、購買活動の成果を反映しないという欠点はあるけれども、価格変動の影響を含まない、生産と販売を中心にした経営自体の活動の成果だけを示しているのである。このように考えれば、われわれは、シュミットの如き見解をはなれても、販売日再調達価格を費用評価基準として計算した期間利益に、すぐれた尺度性を認めることができるのである。

(1) 厳密に言えば、かかる効果を測定するためには、販売価格と比較するべきものは、販売日現在における単純なる再調達価格ではなくて、かかる効果を測定すべき生産ないし販売活動が行われなかった場合に現われたであろう当該費用要素の現在の調達価格でなければならない。しかし、これは測定不可能である。

第二節 販売日再調達価格基準と期間利益の分配可能性

販売日の再調達価格を費用評価の基準として計算した期間利益が、その期の営業活動の良否を判断する尺度となりうること、すなわち尺度性をもちうることは、前節で述べた通りである。われわれは次に、このような期間利益が、実体資本維持の観点から果して分配可能であるか否かを検討しなければならぬ。

さて、損益計算の枠内で実体資本の維持を達成するためには、売上収入のうち費用の計上を通じて留保された額が、企業から流出した財の再調達に必要な額に一致しなければならぬ。すなわち、現実に再調達を行いうる額が、そしてその額だけが費用に計上されなければならない。このような観点から費用評価基準としての販売日再調達価格基準をみるならば、それが、一般的にいつて、実体資本の維持を保証しうるものでないことは、多言を弄するまでもないであろう。この基準に従い費用を計上することによって留保される資金は、販売日に直ちに当該財を再調達した場合にのみ過不足なくその価額に一致するのであり、販売日以外の日に再調達が行われるとすれば、たまたまその日の再調達価格が販売日のそれと一致したというような特定の場合を除き、その資金を以てしては再調達が不可能であるか、あるいは再調達をしてお余ることになるのである。いい換えれば、販売日再調達価格基準は、販売日に直ちに再調達を行うことを前提としてのみ、過不足なしに実体資本の維持を保証するにすぎないのである。しかしながら、販売日に直ちに再調達が行われるということは、決して一般的な状態ではない。また、棚卸資産については、それを行おうとすれば可能ではあるが、長期にわたり使用される固定資産については、減価償却部分に相当する固定資産を直ちに再調達することは不可能である。固定資産は、それが廃棄されてはじめて再調達されるのであり、使用されている間は再調達は問題になりえない。更にいえば、棚卸資産における如く、販売日に再調達を行いうる場合であっても、

販売日に必ず再調達を行うというような、必然性のない特定の行為を前提として損益計算の基準を考へることは誤りである。それは、決して販売日再調達価格基準が実体資本の維持を可能ならしめることの証明にはならない。われわれは、より一般的な場合、すなわち、販売日以外の日に再調達が行われ、従って、物価の変動があれば販売日再調達価格とは異なる価格で再調達が行われる場合を予定しなければならぬ。そして、その場合には、販売日再調達価格基準は必ずしも実体資本の維持を保証しうるものではないのである。ゲルトマッヘルがこの基準による費用評価を「補填検証の方法」と呼んだことはすでに紹介した通りであるが、そこで検証されるのは、個々の取引についての販売日現在での補填可能性であり、その時点における実体資本維持の可能性にすぎない。しかし、その日現在の可能性が現実のものとなるという必然性は、そこにはない。われわれは、原則として、現実に実体資本が維持されたか否かを検証しなければならないのである。

かくて、販売日再調達価格基準は実体資本の維持を保証しえず、従って、この費用評価基準に基づいて計算された期間利益は、実体資本維持の立場からみて分配可能であるとはいえないのである。

それにもかかわらず、シュミットは、この費用評価基準によって実体資本の維持が可能であると主張する。では、如何にしてそれが可能なのか、彼の見解を検討してみよう。

まず、棚卸資産の如く、販売日に直ちに再調達を行うことが可能なものについては、シュミットは、実際にそれを行うことを予定する。彼は次のようにいう。「直ちに補填しうる費用部分に関する取引過程の継続 (Kontinuität des Umsatzprozesses) —これは従来と同じ営業活動を続けることであり、実体維持と同じ意味に解される — 森田) は、原則と

して製品販売の瞬間にそれを補填すること、いい換えれば、同一の価格水準のもとで補填を行うことによって保証される⁽¹⁾。このような特定の行為を前提としたのでは、販売日再調達価格基準による実体資本維持の可能性を論証したことはないこと、すでに述べた通りである。しかしここでは、棚卸資産は通常絶えず補填が行われるので、実際の再調達価格と販売日現在の再調達価格との間にそれ程大きい差がないのが普通であること、あるいは、実際に販売日に再調達を行おうと思えば、必ずしもそれが不可能ではないこと、などを考慮して、理論上の欠陥は明らかであるが、一応、シュミットの主張を認めることにしよう。

問題は固定資産にある。固定資産の場合には、棚卸資産のように製品の販売日に直ちにその消耗部分を再調達することは不可能であり、しかも、製品販売日の再調達価格を基準にして計算した費用額（償却費）の合計と、実際の再調達価格との間には、著しい開きのあることも考えられるからである。

販売日の再調達価格という費用評価基準を固定資産費用に適用した場合には、その計算は非常に複雑なものになる。すなわち、個々の販売取引毎にその製品に含まれている（あるいは帰属すべき）固定資産の消耗部分を測定し、それを製品販売日における当該固定資産の再調達価格を基準にして評価しなければならぬ⁽²⁾。かくして計算された費用額の一期間中の合計が、期間減価償却費となるわけである。しかしながら、このような手続は観念的には考ええても、実際に適用できるものではない。そこでシュミットは、期中の再調達価格の平均を基礎価額として期間減価償却費を計算することで、これに代えようとするのである⁽³⁾。

それでは、このようにして計算した減価償却費は如何にして実体資本の維持——この場合は固定資産の再調達——

I	II		c 更新勘定 (減価償却 引当金)	d 期中平均再 調達価格に よる減価 償却費
	a 再調達価格	b 有機的 減価償却費		
第1年度末	^M 2,000	^M 200	^M 200	^M 150
2	3,000	300	600	250
3	4,000	400	1,200	350
4	5,000	500	2,000	450
5	6,000	600	3,000	550
6	7,000	700	4,200	650
7	8,000	800	5,600	750
8	9,000	900	7,200	850
9	10,000	1,000	9,000	950
10	10,000	1,000	10,000	1,000
(計)		6,400		5,950

Schmidt: Tageswertbilanz, S. 199の表より

を可能ならしめるのであろうか。シュミットはこの点を説明するために、物価騰貴の時期を前提として、上掲の表の如き数字例を示している。これは、取得価格一、〇〇〇マルクの機械一台を、耐用年数一〇年、残存価額ゼロという前提で、定額法の減価償却を適用した場合である。b欄の年度償却額は、a欄に示された各年度末の再調達価格を基礎価額として計算されている。シュミットの主張する減価償却の基礎価額は、期末再調達価格ではなく、期中の平均再調達価格であるから、本来ならば、年度償却額はd欄（これはシュミットの示す表にはなく、私がつけ加えたものである）の如くならなければならぬ筈である。何故彼が年度末調達価格を基準にした年度償却費を示しているかは明らかでないが、恐らく例示の便宜性からであろう。期中の平均再調達価格を基礎とした方が、以下に述べる彼の説によりよく合致すること、そして、それが彼の本来の主張であることは、後に述べる通りである。さて、表に示された一〇年間の減価償却費の合計は六、四

〇〇マルクである。ところが、第一〇年度末にこの機械が廃棄され再調達されるときの価格は一〇、〇〇〇マルクである。従って、減価償却を通じて一〇年間に留保された資金六、四〇〇マルクにより、如何にして一〇、〇〇〇マルクの機械の再調達が可能であるかが明らかにされなければならない。これについて、シュミットは次のように説明する。

「機械が除却される時に、II b 欄に示された有機的減価償却費によって、新しい機械一台を取得するに十分な資金が実際に準備されていることを証明しなければならない。それはありうべからざることのように思われる。減価償却費の合計は僅か六、四〇〇マルクにすぎないが、実際は一〇、〇〇〇マルクが必要だからである。(しかし)減価償却(によって留保された資産)は企業という組織体の中に堅く釘付けされており、その組織体と共に常に全体経済に順応してゆくものであるということを思い起すならば、この見解の正しいことが明らかになる。その場合、第一年度末に、二倍になった価格水準に基づいて計算された減価償却額は、現金の形で拘束されるのではない。すなわち、(それだけの)財産を企業における循環から取去るのではない。そうではなく、販売された商品の売上収入として流入したその額は、直ちに新しい形で貸借対照表の借方に現われ、固定資産や商品の新規取得に、あるいは資金の支払に使用されるのである。……新しい固定資産をそれで購入した場合を考えれば、それが最も明瞭である。そうすれば、あらたに取得された機械は、次の年度には他のすべての物的財産と同じように価格騰貴の影響をうけるであろう。確かに、必ずしもすべての固定資産が同じような価格変動を示すとは限らない、という反論がなされるかもしれない。がしかし、それはなお次のことを意味するにすぎないであろう。すなわち、このような価値の安定した財産を取得すること、すなわち、少くとも正常な程度に価格の上昇を伴うような財産を取得することは、企

業家の洞察力次第であるということ。……（かくして）第一年度の償却額二〇〇マルクによって取得した固定資産部分は、その後の年度が経過するにつれて、価格水準に比例して価格が上り、一、〇〇〇マルクになるであろう。その後の年度の減価償却額についても同様であろう。その結果、過去の各年度の減価償却額（留保された資産）の第一〇年度末における時価は、それぞれ一、〇〇〇マルクとなり、従って、このようにして機械の新規取得価格に達した財産が存在することになるのである。⁽⁴⁾」

要するにシュミットの主張するところは、毎年の減価償却費の合計は除却時の再調達価格に達しないが、償却費の計上によって毎年留保される資金を当該機械と同じように値上りする財に投資しておけば、除却時までにはその財も機械の価格に平行して値上りし、その結果、除却時には再調達が可能だけの資産を保有できるということである。しかも、将来に対するすぐれた見通しを以てこのような財に投資することは「企業家の職能」⁽⁵⁾であり、「企業家の最大の任務の一つ」⁽⁶⁾であるというのである。

このような考え方が完全に当嵌る例としてよく引合に出されるのは、数台の同じ機械を保有し、毎期の時価償却額の合計が每期再調達される機械の価額に一致する場合である。シュミットは、耐用年数一〇年の機械一〇台が毎年一台づつ取替えられる場合の例を示しているが、⁽⁷⁾ここではより簡単な例として、ハックスが示すものを紹介しよう。⁽⁸⁾

耐用年数三年、残存価額ゼロの同じ機械が三台あり、各々三年前、二年前、一年前に購入され、従って当年度末にそのうちの一台が廃棄されて新しく再調達されるものと仮定する。この場合、それぞれの取得価格が幾許であろうと、また過去に減価償却費がどれだけ計上されていようと、当年度末の機械一台の再調達価格が仮りに三三〇マルクであ

れば、それを基礎価額として定額法で計算した減価償却費の合計額は三三〇マルク ($\parallel \frac{330M}{3(\frac{1}{2})} \times 3(\frac{1}{2})$) となり、それによって留保される資金で、当年度末に廃棄される一台の機械の再調達が可能になるわけである。翌年度末に再調達価格が三六〇マルクになっても、同様にしてその年度の償却費合計額は三六〇マルク ($\parallel \frac{360M}{3(\frac{1}{2})} \times 3(\frac{1}{2})$) となり、年度末に廃棄される一台の機械を再調達することができる。この関係は、再調達価格が如何に変化しても変わらない。従って、期末再調達価格を基礎価額とする減価償却により、固定資産の実体維持が可能になるといえるのである。この例は、減価償却によって留保された資金が、当該固定資産と同じ価格変動をする財、というよりも同じ固定資産（この場合は同じ機械）に投資された場合であり、従って、シュミットが予定する理想的な状態であるといえるであろう。

以上は、期末再調達価格を減価償却計算の基礎価額として論じてきたのであるが、右に述べた如き機械の全耐用期間についてのシュミットの考え方をそのまま一會計年度に適用すれば、シュミットの立場からは、むしろ期中の平均的価格を基礎価格としなければならないことが直ちに明らかになる。すなわち、一會計年度の償却費として留保される資金は、決して年度末に近い収益だけから調達されるわけではなく、年度中の毎月の収益から調達される。第一月に収益の一部を機械と同じ値上りをする財に投資すれば、年度末までには、その価格が機械の価格に比例して騰貴している。第二月以下についても同様である。このようにして毎月購入した財の年度末価格の合計が、年度末に、その時の再調達価格を基準にして計算した年度償却額に一致していればよいわけである。そのためには、毎月末の再調達価格を基準にして減価償却費の月額を計算し、それに等しい額を毎月末に財に投資すればよい。従って、年度額として計上すべき減価償却費は、かかる毎月額の合計でよく、それは期中の平均再調達価格（毎月末再調達価格の平均）

を基礎価額として計算した年度償却費の額に一致するのである。これを先に示したシュミットの数字例に当嵌めてい
えば、第一年度は減価償却費として一五〇マルク（期首期末の再調達価格の平均が毎月末の再調達価格の平均に概ね
一致すると仮定して）を計上することにより、第一年度末には二〇〇マルクの資産を保有しうることになり、同様な
考え方によって、一〇年間に減価償却費として五、九五〇マルク（前掲表d欄の合計）を計上することにより、第一〇年
度末には一〇、〇〇〇マルクの機械を再調達するに足る資金（財の形で）を保有しうることになるのである。なお、期
中の平均再調達価格を基準にして償却費を計上し、かつ、先に示したハックスの例の如き結果をうるためには、期末
に実際に再調達が行われるまでの間、期中の収益の一部を機械と同じ価格変動をする財に投資しておかねばならな
いわけである。

シュミットは、更に、かかる事実を帳簿上の数値にも反映させようとする。先の例で、一〇年間の減価償却費の合
計が六、四〇〇マルクであれば、普通の会計手続のもとでは、第一〇年度末、すなわち、機械が廃棄される時の減価
償却引当金も同じく六、四〇〇マルクである。これに対して、機械の価額は毎年度末にその時の再調達価格に修正さ
れるので、第一〇年度末には一〇、〇〇〇マルクと示されている。とすれば、勘定の上では、機械の再調達可能性が
示されていないことになる。そこで、シュミットは次のような手続を主張する。¹⁰⁾

第一年度に留保された二〇〇マルクは、それが機械と同じ価格変動をする財に投下されているので、第二年度末に
は三〇〇マルクになっている。この差額一〇〇マルクは、一応「財産価値変動勘定」に繰入れられている。何故ならば、
シュミットにおいては、毎年度末に全資産をその時の再調達価格で評価修正し、評価差額はすべてこの勘定に記入さ

れるからである。そこで、第二年度の決算では、その年度の減価償却費の計上と共に、第一年度に留保した二〇〇マルクの資産の価値騰貴額一〇〇マルクを、財産価値変動勘定から更新勘定（引当金勘定）へ振替える。すなわち、

(借) 減価償却費勘定 三〇〇 (貸) 更新勘定 三〇〇

(借) 財産価値変動勘定 一〇〇 (貸) 更新勘定 一〇〇

従って、第二年度末の更新勘定の在 high は、六〇〇マルクとなる。同様にして第三年度目の決算では、

(借) 減価償却費勘定 四〇〇 (貸) 更新勘定 四〇〇

(借) 財産価値変動勘定 二〇〇 (貸) 更新勘定 二〇〇

と記帳され、更新勘定の在 high は一、二〇〇マルクとなる。かかる手続を毎年繰返すことにより、第一〇年度末には、更新勘定の在 high は機械勘定と同じく一〇、〇〇〇マルクとなるのである。（前掲表C欄参照。なお、期中の平均再調達価格を減価償却の基礎価額としても、更新勘定の額は同じになる）

ここで注意すべきは、毎年、財産価値変動勘定から更新勘定へ振替えられる金額の決定方法についてである。シュミットの場合、この額は決して毎年留保され投資された財を個別的に評価して決定するのではない。（もっとも、その財が特定資産として区別されていない限り、それは不可能ではあるが。）減価償却によって留保された資金を償却対象たる固定資産と同じ価格変動をする財へ投資することは「企業家の任務」であり、従って、この財は事実そのような価格変動を示している、という前提のもとに、彼の会計手続は形成されているのである。すなわち、「価格水準の変動は、固定資産勘定に対すると全く同様に更新勘定に対しても、しかもその時の在 high に比例して影響を及ぼす」⁽¹¹⁾

という考え方から、例えば第三年度末には、

$$600(\text{第一年度末更新勘定在高}) \times \frac{4,000(\text{第三年度末再調達価格})}{3,000(\text{第二年度末再調達価格})} - 600 = 200$$

という形で、財産価値変動勘定から更新勘定へ振替えられる金額が計算され、それに第三年度の減価償却額四〇〇マルクが加えられて、一、二〇〇マルクという第三年度末の更新勘定在高がでてくるのである。あるいはまた、はじめに

$$4,000(\text{第三年度末再調達価格}) \times \frac{3(\text{経過年数})}{10(\text{耐用年数})} = 1,200$$

という形で、第三年度末の更新勘定在高を計算し、更に

$$1,200 - [400(\text{第三年度償却費}) + 600(\text{第一年度末更新勘定在高})] = 200$$

という形で、財産価値変動勘定から更新勘定へ振替える金額を決定するのである。いずれにせよ、シュミットにおいては「各貸借対照表時点における固定資産価値自体も、そしてまた、その時点における更新勘定の額も、あらたに決定される」のであり、単純に、前期末の更新勘定在高に当期の償却額を加えたものが、当期末の更新勘定在高になるのではないのである。

以上が、販売日の再調達価格を費用評価基準とすることによって実体資本の維持が可能であるとするシュミットの見解である。要するに、直ちに再調達できるものは販売日に再調達し、それが不可能なものは、収益の一部（販売日再調達価格で評価した費用額に相当する部分）を、再調達すべき財と同じ価格変動をする財に直ちに投資し、以て将来における実際の再調達が可能ならしめるということである。⁽¹³⁾

さて、それでは、以上の如き販売日再調達価格基準によって実体資本の維持が可能であるとするシュミットの論証

を、われわれは承認することができるであろうか。結論を言うならば、われわれはこれに対して否定的ならざるをえない。

棚卸資産に関しては、すでに彼の主張の欠陥を指摘したので、ここではあらためてとりあげない。しかし、固定資産についても、棚卸資産に関すると同様な難点を指摘することができるのである。すなわち、棚卸資産について販売日に必ず再調達するということを前提にしたのと同様に、固定資産についても、償却費の計上によって留保された資金を直ちに財へ投資するという特定の行為を前提として計算基準を形成し、実体資本の維持を論証しているにすぎないのである。また、よしんばかかる前提を認め、償却対象たる固定資産と同じ価格変動を示す財へ投資することが「企業家の任務」であるということも認めたとしても、かかる財が現実にもそのような価格変動を示すか否かは、また別の問題である。留保資金の全部を償却対象たる固定資産と全く同じものへ投資することができ、また、そのような財かという極く特殊な場合を除き、かかる財が固定資産と同じ価格変動をするという保証はどこにもないからである。従って、シュミットのように、かような投資を前提として実体資本維持の可能性を主張する場合には、少くとも、留保資金を投資した財が当該固定資産と同じ価格変動をしていることを検証し確認しなければならぬ筈である。にもかかわらず、彼はかかる検証を問題にしていない。このような財へ投資することが「企業家の任務」であるということとで、すべてを片付けてしまっているのである。しかし、「任務」であるといっても、それを必ず果しうるといふ保証はないのであるから、任務遂行の結果を検査しないでよいということにはなるまい。もっとも、かかる財の価格変動の結果を検証することは、それが特定資産として他の資産から区別されていない限り、結局は不可能ではあるが。

従つて、シュミットの場合、先に紹介した如く財産価値変動勘定の操作を通じて、勘定の上では更新勘定が固定資産再調達の可能性を示していても、留保資金を投資した財の価格変動の結果が確認されていないのであるから、それをして実体資本の維持を証明することはできない。彼の手続によれば、留保資金を投資した財の値上り率が実際は償却対象たる固定資産の値上り率以下であっても、すなわち、実体資本が侵害されていても、更新勘定はあたかも実体資本が維持されているかの如く示されているのである。

かくてわれわれは、販売日の再調達価格を費用評価基準とするシュミットの損益計算は実体資本の維持を保証するものではない、と結論しうるのである。テア・フーンもこの点について次のようにいっている。「有機説においては、成果勘定の借方と貸方が均衡したとしても、それが抽象的資本（名目資本―森田）の維持も、また実体資本の維持も意味していないことは明らかである。それはただ、取引において厳密にその時々の販売日における取替費用が得られたということの意味するにすぎないであろう」と。それでは、何故シュミットは、かかる財務的操作を導入してまでも、本来実体資本維持の条件をみたしえない販売日再調達価格基準を固執しなければならなかったのか。この点については後で論ずる。が、いずれにせよ、費用評価に関する販売日再調達価格基準が実体資本の維持を保証しえないのであれば、そのような費用評価基準に基づいて計算された期間利益に、実体資本維持の立場からみた分配可能性という性質を認めることはできないのである。

以上、われわれは、販売日の再調達価格を費用評価基準とするこれまでの実体資本維持説について、その利益概念

を検討してきた。ここでは、期間利益の性質として尺度性と分配可能性が主張されていた。このうち、尺度性については、第一節で明らかにした如く、それを確認することができた。しかし、実体資本維持説における利益の性質として最も基本的なものであるべき実体資本維持の立場からみた分配可能性については、遂にそれを認めることはできなかったのである。とすれば、かかる費用評価基準をとる限り、それは実体資本維持説の名に値しないといわなければならないのである。ここで再びシュミットの利益概念を評したテア・フエーンの言葉を引用して本章を終りたいと思う。

「有機的貸借対照表は、むしろ、全体経済に対する経営の目的という観点からみた経済性の指標数値であるところの、純粹な取引成果のみを示すものである。これが……分配可能利益と同じものでないことは、すでに述べたところから明らかであろう。それは消費可能資金でもなければ所得でもない。それなのに、シュミットは、それが何の制約もなしに分配可能である（これは販売が行われた瞬間においてである！）から、経営成果課税の正しい基準であるといっている。利益が、その後のまづい投資活動によって失われてしまったか否かは、どうでもよいのである。……そこでは、シュミットは、所得という概念が時間の函数であることを見落しているのである。」⁽¹²⁾

(1) F. Schmidt, Tageswertbilanz, S. 141.

(2) F. Schmidt, a. a. O., S. 177.

(3) F. Schmidt, a. a. O., S. 187 ff.

期中の平均再調達価格は、具体的には、毎月末の再調達価格の平均、または、期首と期末の平均による。期中における再調達期間利益の分配可能性と尺度性

達価格の変動が一樣でない場合、あるいは、期中の販売量が平均していない場合には、かかる平均再調達価格を基礎価額として計算した期間減価却費が、販売日再調達価格を厳密に適用して計算される理論上の期間償却費の額から相当はなれたものになることはいふまでもない。しかし、それが少くとも期中の一時点(例えば期末)の再調達価格を基礎価額とするものより理論上の額に近いことは疑いない。減価償却という計算手続自体が元来種々の見積を含み、完全な正確性を期待しえないものであるから、大体正しいものに近づけばそれで十分であると考えるのである。(F. Schmidt, a. a. O., S. 188.)

- (4) F. Schmidt, a. a. O., S. 199/200.
- (5) F. Schmidt, a. a. O., S. 200.
- (6) F. Schmidt, a. a. O., S. 163.
- (7) F. Schmidt, a. a. O., S. 189 ff.
- (8) K. Hax Die Substanzerhaltung der Betriebe, 1957, S. 212 ff.

拙稿「書評 カール・ハックス著『経営実体維持論』ビジネス・レビュー、第五卷第三号、一二八頁参照。

- (9) F. Schmidt, a. a. O., S. 189.
- (10) F. Schmidt, a. a. O., S. 191/192 u. S. 200.
- (11) F. Schmidt, a. a. O., S. 192.
- (12) F. Schmidt, a. a. O., S. 95.

(13) 岩田教授は、このような財務的操作がシュミット説の最大の特徴であるとして、次のように述べている。すなわち、「明瞭に指摘しておきたいのは、有機的時価計算は、財務政策と相俟ってはじめて、所期の物質的資本維持の目的を達成しよう」とこれである。すなわち有機説においては、会計政策と財務政策とは、相寄り相助ける相互依存の関係にあるといふべきであ

る。「この両者の交錯こそ、有機説のもっとも著しい特徴であり、静態説や動態説から、はっきり区別さるべき相違点」である」と。(岩田巖「利潤計算原理」昭三一、三五三頁および三二五頁)

(14) A. ter Vehn, Gewinnbegriffe in der Betriebswirtschaft, ZfB, 1924, S. 370.

(15) A. ter Vehn, a. a. O., S. 370/371.

第四章 実体資本維持のための費用評価基準

販売日の再調達価格に基づく費用評価が実体資本維持を保証しえないことを明らかにした前章の論述からみて、この目的を達成するための費用評価基準が実際再調達価格でなければならぬことはあらためていうまでもなく明らかであろう。

そもそも、販売日の再調達価格で費用評価を行うことによって確認されるものは、個々の販売取引の、販売日現在における補填可能性にすぎない。ゲルトマッヘルがこの費用評価基準を「補填検証の方法」と呼んだことは、すでに紹介したところであるが、そこで検証されるのは右の如き補填可能性にすぎないのである。しかしながら、実体資本維持のためには企業から流出した財を実際に補填することが必要である。従って、販売日現在の補填可能性を検証するだけでは不十分であり、可能な限り実際の補填を検証しなければならない。言い換えれば、販売日現在の補填可能性を検証したとしても、販売日の再調達価格で果して実際の再調達が行われたか否かを更に問題にしなければならぬのである。そして、販売日の再調達価格と実際再調達価格との差を費用にプラスまたはマイナスすることにより、

はじめて計算上過不足のない実体資本の維持が保証されることになる。これは費用を實際再調達価格で評価することにはかならない。⁽¹⁾

ゲルトマツヘルがはじめに販売日再調達価格基準を主張したのも、やはり財の補填維持という観点からであったが、そこでは彼は、個々の販売取引の成果を取引の時点でこの観点から評価しようとしたために、かかる基準が出てきたのである。これはテァ・フェーンのいうように「個々の販売取引に関する実体維持の原則」⁽²⁾にすぎない。期間計算の場において実体維持を問題にする場合には、それに続く維持活動たる再調達行為の結果をも計算の対象に含めなければならぬ。従って、ゲルトマツヘルの出発点であった財の補填維持という思考を期間計算に適用するならば、当然に實際再調達価格基準をとらなければならないのである。彼が期間損益計算を論ずる段になって、費用評価の基準を何の断りもなしに行ったことに対しては非難されなければならないであろう。と同時に、ここでは彼が費用評価基準のもう一つの論拠として示した費用収益の同一時点における評価という考え方は、すでに全く放棄されているのである。

さて、実体資本維持を達成するための費用評価基準が實際再調達価格でなければならないことは疑いない。ところで、この基準を期間損益計算に適用する場合、期中に販売または消費された財が期末までに再調達されていれば特に問題は生じないが、現実には期末までに再調達が行われないこと、あるいは行いえないことしばしばある。實際再調達価格基準による損益計算、すなわち実体資本維持の立場からする損益計算は、かかる場合にいろいろと面倒な問

題に遭遇する。以下、棚卸資産および固定資産の場合に分けてこの点を検討してみたい。

(1) ハックスは売上収入と販売日再調達価格との差を実体利益 (Substanzgewinn) ¹、また販売日再調達価格と実際再調達価格との差を購買利益 (Einkaufsgewinn od. Eindeckungsgewinn) と呼び、この両者とも分配可能利益であるといっている (K. Hax: Die Substanzerhaltung der Betriebe, S. 162/163)。この場合、一定の制約の下においてではあるが、前者は販売 (生産を含む) 活動の成果を、後者は購入活動の成果を示すといえよう。利益をこのように区別して把握することは、疑いもなく意義のあることである。が、実体資本維持の立場から分配可能な利益は、ここでも結局、売上収入と実際再調達価格の差として算定されることになる。

(2) A. ter Vehn: Gewinnbegriffe in der Betriebswirtschaft, ZfB. 1924, S. 370.

第一節 棚卸資産費用

原則として実際再調達価格を費用評価の基準とする場合、再調達が期末までに行われていない棚卸資産に関する費用を如何に評価すべきかについては、二つの基準が考えられる。一つは期末現在の再調達価格であり、他は将来の実際再調達価格の見積額 (通常は決算事務が終るまでに現実に再調達が行われる場合が多く、かかる場合には見積額ではなしに実際額を翌期の資料に基づいて適用することができ⁽²⁾) である。この二つの基準を明確に区別し、そのいずれによるべきかを特に論じている者はいないようである。ゲルトマッヘルは後者をとるようであり、また前者をとる者としてはハックスを挙げることができ⁽²⁾ けれども、いずれも何故それをとらねばならないかを明らかにしていない。しかし、実体資本維持の立場からする損益計算においてこのいずれをとるべきか、とらねばならないか、を問題にす

ることは、この計算の性格を解明するうえに重要な事柄である。

私は、実体資本維持の立場からする損益計算においては、期末現在の再調達価格の如何にかかわらず、実際再調達価格の見積額（翌期の資料から實際額を知り得る場合はその實際額）を基準にしなれないと思う。その理由は次の通りである。

実体資本維持の観点からは、常に企業から流出した財の補填・再調達を考える。この原則に律せられた損益計算においては、収益のうち、流出した財を再調達して残れるものが利益である。従って、利益は流出した財の再調達が実際に行われた時にはじめて確定する。このことは、原則として実際再調達価格を費用評価の基準とすることから明らかである。これは一つの取引過程を 財↓貨幣↓財 という形で考えていることを意味する。すなわち、財を販売しただけでは取引は未完了の状態にあり、受け入れた貨幣によって財を再調達してはじめて一つの取引は完了するのである。取引過程をこのようにみるならば、この取引の結果を計算するには、本来であれば費用収益を財の再調達が行われた時点で認識するのが最も適当である。何故ならば、この時点においてはじめて一つの取引が完了するのであり、従って、費用収益の両者を確実に測定することができるからである。かかる費用収益の計算基準によれば、まず財が再調達された時に費用が認識され、その時の支出額（実際再調達価格）でこれが測定され、次にそれとの対応関係において収益が認識・測定されることになる。そこでは、たとえ販売が行われても、それに対応する費用要素の再調達が行われない間は、その売上は収益として認識されないことになり、期末に未だ再調達の行われていない費用要素の評価をどうするかという問題は生じてこないのである。いづれにせよ、このような費用収益の認識基準が実体資本維

持の立場にたつ損益計算の基準として最も適切なものであることは疑いない。

しかしながら、すべての費用要素の再調達を待つて費用収益を認識することは、観念的には考ええても現実の期間損益計算においては一般に不可能である。これは固定資産費用を考えれば明らかであろう。そこでこれより前の時点で費用収益を認識しなければならぬ。通常は、実現主義あるいは販売基準と呼ばれる収益の認識基準が適用される。収益を販売の時点で認識すれば、費用もその時点で収益との対応関係において認識されねばならない。かような基準で認識された費用を実際再調達価格で評価することは、たとえ販売時に直ちに当該費用要素の再調達が行われなくても、期末までに再調達が行われていれば可能である。われわれは期間損益計算を問題にするのであり、決して販売時点における個々の取引毎の計算を問題にするのではないからである。しかし、この基準によって期中に認識された費用要素のすべてが、期末までに再調達されているとは限らない。ここに、期末現在まだ再調達の行われていない棚卸資産費用の評価問題が生じてくるのである。

収益認識基準として販売基準をとることは、先に示した如き実体資本維持の観点からみた財↓貨幣↓財 という取引過程が完了する前の段階、すなわち貨幣の段階（厳密にいえばその前の売掛金の段階）で費用収益を認識し、利益を計算することにほかならない。しかし、たとえこのような費用収益の認識基準を採用しても、実体資本維持の立場からする損益計算が実際再調達価格を費用評価の基準にしなければならぬことには変りない。されば、期末までに取引が完了したもの、すなわち再調達が行われたものについては、当然その実際再調達価格がかかる基準によって認識された費用の評価基準として適用され、また、期末現在取引が未完了なものについては、取引が完了した場合に

確定する費用額、すなわち将来の実際再調達価格の見積額によってこの費用を評価しなければならぬわけである。

このように考えてくれば、期末に未だ再調達が行われていない場合の棚卸資産費用の評価基準が、実際再調達価格の見積額でなければならぬことは明らかであろう。期末までに完了した取引のみを期間損益計算の対象とすれば確実な費用額が得られるにもかかわらず、収益の認識基準として販売基準を適用することにより期末現在未完了な取引の成果をも期間利益に含めようとするために、取引の完了によってはじめて確定する費用額を前以て見積らねばならないのである。⁽³⁾ また、それが実際再調達価格の見積である限り、決算事務終了前に再調達が行われて実際額が判明した場合には、当然その実際額を適用すべきである。

(1) この点に関するゲルトマツヘルの説明は決して明確なものではないが、彼が、期間計算を行う場合に期末に補填の済んでいないものについては将来その補填が行われる時の購入価格を見積らねばならない (Geldmacher: Wirtschaftsunruhe, S. 62) と述べているところから推察すれば、原則として実際再調達価格の見積額を基準にしているように思われる。

(2) ハックスは原則として販売日の再調達価格を費用評価の基準としているので、その限りでは、期末までに再調達が行われているか否かは問題にならない。彼は実践上の便宜性から、実際再調達価格を以て販売日の再調達価格に代えることを考え、その場合に、期末までに再調達の行われていないものについて期末現在の再調達価格を適用しているにすぎない。従って、ここでハックスを引合に出すことは、いささか適切ではないかもしれない。しかも彼は、翌期になって貸借対照表作成までの間に再調達が行われ、その価格が期末現在の再調達価格と異なる場合には、期末再調達価格基準について疑問が生ずる (Hax: Substanzhaltung, S. 166) として、実際再調達価格をすら考慮する余地があるかの如く述べている。この点、彼の見解は混乱している。ここでは、ただ期末再調達価格を適用しているものの例としてハックスを挙げたにすぎない。

シュマーレンバッハは、このような場合の費用評価基準として、期末現在の再調達価格を明確に主張している。しかし、彼は決して実体資本維持の立場からこの費用評価基準を主張しているのではない。彼は、毎期末に経営者 (Betriebsleiter) が変わる場合を考え、各期間の利益はそれぞれの経営者の責任に帰すべき成績を反映しなければならないという観点から、期末再調達価格による評価を主張しているのである。これは、期間利益に尺度性を求める立場にはかならない。(E. Schnalzenbach, Dynamische Bilanz, 12. Aufl., S. 183 ff. 土岐訳「十一版・動的貸借対照表論」二〇五頁以下、Dynamische Bilanz, 6. Aufl., S. 205 ff. 土岐訳「動的貸借対照表論」昭二五年・二四六頁以下) なお、シュマーレンバッハにおける費用の時価評価の主張は、すべて利益の比較性を求める立場からでているのであって、実体資本維持を目的とするものではない。

(3) これと同様なことは収益の計算においてもみられる。収益は通常、販売基準によって認識されるが、その評価(測定)の基準は現金受領額である。期末までに現金の回収が行われていれば、それによって収益の額を確実に決定することができるが、一般には期末に未回収部分が売掛金として残っている。そこで収益のこの部分は、その回収可能性を予想して、すなわち翌朝になって受領するであろう現金の額の見積りによって評価しなければならない。これは、具体的には貸倒引当金の設定という形で行われる。

第二節 固定資産費用

一期間中に費消された部分を物的に測定し、その部分だけを再調達することは、固定資産においては一般に不可能である。実体資本維持の立場から実際再調達価格による費用評価が要求されても、期間計算において、固定資産費用をその費消部分の実際再調達価格で評価することはできない。従って、実体資本維持の観点からする固定資産費用評価の問題は、一応、減価償却計算における基礎価額の問題として取扱わねばならないのである。

さて、実体資本を維持するためには、固定資産が廃棄される時に、その再調達が可能だけの資金またはそれに相当する資産が留保されていなければならない。そのためには、この再調達価格に一致する金額を適当な基準に従って当該固定資産を使用する各期に配分し、費用として計上しなければならない。これは将来の実際再調達価格を基礎額として減価償却を行うことである。勿論、先に述べた如く、一期間中の固定資産の費消部分を物的に測定することは不可能であるので、每期実際再調達価格を基礎とする減価償却費を計上しても、実体資本の維持を毎期末に具体的に確認することはできない。それを正確に検証しうるのは、固定資産が廃棄され再調達された時だけである。しかしながら、減価償却費が将来の実際再調達価格を基礎額として一定の減価償却計画に基づいて計算されている場合には、かかる償却費を每期計上してゆけば固定資産が廃棄される時まで、その再調達価格に等しい資産が確実に留保されるという事実を通じて、間接的に毎期末の実体資本維持を確認しうるのであり、またそうせざるをえないのである。かくて、実際再調達価格基準という実体資本維持の立場からする費用評価の基準は、固定資産費用に関しては、減価償却計算の基礎額を当該固定資産の実際再調達価格とするという形で適用されるのである。

ところで、固定資産の実際再調達価格を減価償却計算の基礎額とするとしても、固定資産の再調達が行われた期を除き、期間減価償却費を計算する時には一般に実際再調達価格は未だ確定していない。そこで、その見積額を基礎額とすることになるのであるが、棚卸資産の場合と異なり、固定資産の再調達は一般に相当遠い将来に行われることを予定しなければならないので、その時の再調達価格を見積るということは殆ど不可能であるとみななければならない。従って、通常は毎期末現在の再調達価格を基礎額として減価償却費の計算を行わざるをえないのである。こ

年度	年度末再 調達価格	減 価 償 却 費		d - c	減 価 償 却 引 当 金	
		c	d	e	f	g
1	120	24	24	—	24	24
2	140	28	32	4	52	56
3	160	32	40	8	84	96
4	180	36	48	12	120	144
5	200	40	56	16	160	200
(計)		160	200	40		

期間利益の分配可能性と尺度性

の場合、期末再調達価格は、それ自体が実体資本維持の立場からする償却計算の基礎価額として正しいというのではなく、基礎価額とすべき実際再調達価格が見積りえないので、その代替として適用されるにすぎないという点に注意しなければならぬ⁽¹⁾。

さて、期末再調達価格を基礎価額として減価償却をした場合には、固定資産が廃棄される時までの償却費の合計は必ずしもその実際再調達価格に一致しない。この事情はすでにシュミットの説に関連して述べた通りであるが、ここでもう一度簡単な数字例をあげて、実体資本維持の立場からこの問題を如何に取扱うべきかを考えてみよう。

取得価格一〇〇万円、耐用年数五年、残存価額ゼロ、の機械をある年度はじめに購入し、期末再調達価格を基礎として定額法で償却を行うものとする。この機械の各年度末の再調達価格が上掲表b欄のように上昇したとすれば、各年度の償却費および償却累計額はそれぞれc欄およびf欄の如くなる。

五年間の減価償却費の合計は一六〇万円であり、従って減価償却を通じて留保された資金も一六〇万円である。これが第五年度末に二〇〇万円の価格をもつ機械を購入するのに不足であることは明らかである。従って、このままでは

実体資本維持の立場からする固定資産費用の計算としては不十分である。何等かの形で、五年間に更に四〇万円（ $\equiv 200$ 万円 -160 万円）を追加計上しなければならぬわけである。そこで再び各年度の償却額を個別的に検討してみよう。

第一年度の二四万円については問題はない。この年度末の再調達価格は一二〇万円であり、それ以外に実際再調達価格を見積り得ないという前提であるから、二四万円を留保すれば、減価償却という手続を通じて検証される実体資本維持は達成されていると考えるからである。

第二年度の償却費は、期末再調達価格を基準にして計算すれば確かに二八万円である。従って、第二年度末には第一年度の二四万円との合計である五二万円が留保されていることになる。しかしながら、これだけの留保額では実体資本が維持されているとはいえない。何故ならば、それから三年後の実際再調達価格が一四〇万円のままであるとしても、その時まで一三六万円（ $\equiv 57$ 万円 $+28$ 万円 $\times 3$ ）が留保されるにすぎず、実際再調達価格に一致しないからである。

実体資本維持のためには、第二年度末に五六万円（ $\equiv 140$ 万円 $\times \frac{2}{5}$ ）が留保されていなければならない。そのためには、第一年度の留保額が二四万円であるから、第二年度には二八万ではなく三二万円（ $\equiv 56$ 万円 -24 万円）を費用に計上しなければならぬのである。同様にして第三年度は四〇万円（ $\equiv 160$ 万円 $\times \frac{3}{5}$ ）、第四年度は四八万円（ $\equiv 180$ 万円 $\times \frac{4}{5}$ ）、第五年度は五六万円（ $\equiv 200$ 万円 -144 万円）を費用に計上しなければならない。かくすることによってのみ、再調達に必要な二〇〇万円を第五年度末までに留保することができるのである。（前掲表d欄参照）

このようにして決定された毎年度の費用を減価償却費と言えるかは疑問であろう。またその金額、特に期末再調達価格に一定率を掛けて算定した額との差額（前掲表e欄の金額）を、それぞれの年度に対して如何なる性質をもつ費

用と考えるかも一つの問題である（この点については次章で論ずる）。だがいずれにせよ、機械の再調達が行われる第五年度末に実際に再調達が可能な状態にあるためには、このようにして決定された額を毎期費用として計上し、収益を留保しておかねばならないのである。

実体資本維持の立場に立つ固定資産費用の計算に関しては、これと異なる見解を二つ挙げることができる。一つはゲルトマツヘルの見解であり、他はハックスの見解である。

ゲルトマツヘルはこの問題について詳しい説明をしていないので、明確にはわからないが、彼は各年度の固定資産費用を決定するにあたり、原則として、過去に固定資産費用の計上を通じて留保した資産の価値増減を顧慮しようとするようである。彼は次のようにいう。価格変動の著しい場合には「固定資産の効用価値減少の年度割当額を把握するだけでなく、過去にこの動機から留保された収益の効用価値減少または効用価値増加（ここでは個々の効用価値は、特定の固定資産の取替に役立つ能力として判定される）をも把握しなければならぬ」と。これはシュミットの考え方と一脈相通ずるところがある。しかし、シュミットは、過去に留保した資産を固定資産と同じ価格変動をする財に投資することは企業家の任務であるとし、それが期待通りの結果をもたらしているという前提の下に論を進めているのであるが、ゲルトマツヘルは、過去に留保した資産が現に幾許になっているかを検討し、その結果を固定資産費用の計算の際に顧慮しようとするのである。

さて、過去に留保した資産が現在幾許になっているかは、それが特定資産として他の資産から区別されていない限り測定できない。ゲルトマツヘルもこの点を認め、「それを計算上正確に把握することは不可能である。何故ならば、

この固定資産損耗分の埋合せとして留保された収益を特定資産として具体的に識別し得るのは、ごく例外的な場合にすぎないからである」と述べている。⁽⁴⁾そこで、ここでは留保された資金が特定資産としての有価証券に投資された場合を前提としてこの問題を考えてみよう。

先に示した数字例(二七九頁参照)において、第一年度に留保した二四万円円で有価証券を買い、その市場価格が第二年度末に二五万円になり、かつこの間に二万円円の配当金を受取ったと仮定する。ここでゲルトマッヘルの立場から第二年度末にこの年度の固定資産費用額を計算すれば、それは二九万円⁽⁵⁾である。すなわち、第一年度に留保した二四万円円の資産は、この一年間に二万円円の配当金と一万円の値上りをもたらしめているので、第二年度末には二七万円になっている。従って、あと二九万円を留保すれば第二年度末の留保額合計は五六万円になり、実体資本が維持されていることになるのである。これを仕訳の形で示せば次の如くなる。

(借) 現金	20,000	(貸) 引当金	20,000	(配当金を受領した時)
(#) 有価証券	10,000	(#) 引当金	10,000	(期 末)
(#) 損益	290,000	(#) 引当金	290,000	(期 末)

かかるゲルトマッヘルの見解に対しては、次のように批判しうる。確かに、第二年度に二九万円円の固定資産費用を計上することによって、第二年度末現在合計五六万円円の資産が留保されることになるが、しかしここで注意しなければならぬのは、二万円円の配当収入と一万円の有価証券評価益が利益として現れていないことである。それらは直接に引当金に繰入れられている。しかし、たとえ固定資産費用の計上によって留保された資金が有価証券に投資された

のであるといつても、それが生み出した配当収入および評価益（評価益を計上することの当否は別として）が利益であることは疑いのないところであり、その資金源泉の如何にかかわらず、かかる事実そのものは会計上示さなければならぬ。一般に、減価償却費の計上によって資金が留保されたということは、固定資産の性能が償却額に比例して悪化せず大体同一の状態にどどまると考えうるならば、帳簿上は別としても実質的にはあらたに資本が附加されたことを意味する。従つて、それが利益を生むのは当然であり、この利益を会計上利益として示さないのは誤りである。それは固定資産費用とは関係のない全く別個の事柄であり、結果としては同じであつてもそれを固定資産費用と相殺することは許されない。二万円の配当収入と一万円の評価益は、固定資産費用とは関係なしに利益として計上しなければならぬのである。かくて第二年度は固定資産費用としては三二万円を計上しなければならぬことになる。これを仕訳の形で示せば次の如くである。

(借) 現金	20,000	(貸) 受取配当金	20,000	(配当金を受領した時)
(〃) 有価証券	10,000	(〃) 有価証券評価益	10,000	(期 末)
(〃) 損 益	320,000	(〃) 引 当 金	320,000	(期 末)

ハックスは、期末の再調達価格に一定率を掛けた額を毎期減価償却費として計上してゆけば、たとえその合計が実際の再調達価格に達しなくとも固定資産の再調達は可能であり、従つて実体資本を維持することができるという。ここでは、期末再調達価格は実際再調達価格の代替としてではなく、それ自体が実体資本の立場からする減価償却計算の正しい基礎価額と考へられているのである。その論拠は次の通りである。⁽⁶⁾

ハックスはまず次のような考え方から出発する。(これはすでに紹介したところであるが、行論の都合上ここで再び示す。二六二頁以下参照) 取得価格三〇〇マルク、耐用年数三年、残存価額ゼロの機械がある年度末に三台あると仮定する。それらは各々、三年前、二年前、一年前に購入され、従って当年度末に一台が廃棄され再調達されるものとする。いま、当年度末の再調達価格が三三〇マルクであると仮定すれば、過去の償却額の如何にかかわらず、当年度末の再調達価格を基準にして定額法で計算した当年度の減価償却費は、一台につき一〇〇マルク ($\parallel 330 \times \frac{1}{3}$)、三台では三三〇マルクとなり、そこで留保される資金は廃棄される一台の機械を再調達するに足るものである。翌年度末に再調達価格が三六〇マルクになれば、同様にして一台につき一二〇マルク ($\parallel 360 \times \frac{1}{3}$)、三台では三六〇マルクの償却費が計上され、そこで留保された資金によって三六〇マルクの機械を再調達できる。この関係は再調達価格がどのように変化しても変らない。従って、「再調達が絶えず行われ、そして固定資産が新旧とりまぜた構成にあるという特定の前提の下では、貸借対照表日の再調達価格に基づく減価償却によって実体維持を達成することができるのである。」⁽⁹⁾

この考え方を一企業の固定資産全体に適用するならば、一般に大企業ではいずれかの固定資産が絶えず再調達されているので、「減価償却費を(年度末の)再調達価格に基づいて計算すれば、(年度)償却費総額によってその年度の固定資産の消耗を完全に補填するだけの固定資産を購入することができる。」⁽¹⁰⁾と考えるのである。

かくてハックスの結論はこうである。「貸借対照表日の再調達価格に基づいて減価償却費を計算していった場合、個々の固定資産について考えれば、価格上昇期には、蓄積された減価償却費の合計は固定資産の実際再調達価格より少いけれども、このような企業(絶えず再調達が行なわれている企業—森田)では、それで実体維持は保証されるのであ

(11) 「したがって、減価償却は『本来』実際再調達価格を基準にして行わねばならず、その場合、まず貸借対照表日の再調達価格を基準にして償却費を計算するが、価格が上昇している時には、更に過年度の償却額をいわば『再評価』して、留保不足額を追加計上しなければならぬ、ということがしばしば言われているけれども、これは誤りである」(12)と。

かかるハックスの見解に対しては、次のように批判しうる。彼が示した三台の機械の例の如き前提の下では、期末再調達価格に基づく減価償却によって常に再調達が可能であることは認められる。しかし、そこにはシュミットにおけると同様な財務的操作が予定されている。シュミットは減価償却によって留保した資金を当該固定資産と同じ価格変動を伴う財へ投資することを予定したのであるが、ハックスのこの例では具体的に同じ固定資産へ投資されているのである。このような行為を前提として損益計算の基準を考へること自体が問題であることはすでに述べた通りであるが、それはともかくとして、かかる操作が常に行いうるとは限らない。例えば、ある種類の固定資産の期間償却費総額が当該種類の固定資産の期末再調達価格の倍数でなく、再投資できない端数が生ずる場合がそうである。かかる場合には、期末再調達価格に基づく減価償却費の計上だけでは実体資本維持は達せられない。

また彼のいうように、一企業の固定資産全体について考へるとしても、毎期、期間減価償却費総額に等しい額の固定資産の再調達が行われるという保証はなく、またそれが不可能なこともありうる。更に、たとえ毎期の償却費総額と再調達総額とが一致するとしても、ここに予定されている財務的操作の性質からわかるように、すべての固定資産の価格変動割合が同じでない限り実体資本の維持はできない筈である。ハックスはいう。固定資産の再調達が絶えず

行われないうで、ある固定資産の償却によって留保された資金がその再調達の時まで蓄積されるような場合にのみ、実際再調達価格を基準とする償却計算が必要であり、期末再調達価格に基づいて毎年度の償却費を計算している場合には、絶えず過年度分の留保不足額を費用として追加計上することが必要になる、と。われわれは、会計上はむしろこのような費用計算を原則としなければならないのである。

ゲルトマツヘルの見解もハックスの見解も、実資本維持の立場からする固定資産費用の計算方法としては適当でない。すでに明らかにした如く、実体資本維持の立場からは、まず期末の再調達価格を基礎価額として過去の経過年数に見合う要償却額を一定の減価償却計画に従って計算し、過去にすでに固定資産費用として計上された（すなわち留保されている）額をそれから差引くことによって、毎期の固定資産費用を決定しなければならないのである。

以上で、実体資本維持の立場から規制される期間損益計算がいかなる費用評価基準をとらねばならないかを明らかにしえたと思う。これを要約すれば次の通りである。

- (一) 費用評価の基準は原則として実際再調達価格である。
- (二) 期中に再調達が行われた費用要素は、その実際再調達価格で評価する。
- (三) 期末までに再調達が行われなかった棚卸資産費用は、実際再調達価格の見積額によって評価する。決算事務終了前に再調達が行われた場合は、その実際再調達価格を適用する。
- (四) 固定資産費用は、まず期末再調達価格を基礎価額として過去の経過年数に見合う要償却額を一定の減価償却計

面に従って計算し、過去にすでに固定資産費用として計上された(すなわち留保されている)額をそれから差引くことによって算定する。

(1) このような考え方はゲルトマッヘルにおいても見出せる。すなわち、彼は次のように述べている。「確かに固定資産の場合、使用期間中の市場価格 (Marktpreis) —— 時価 (Zeitwert) —— は、将来の、経営個別的な実際再調達価格と同じものではない。しかしそれでも、市場価格の動きは少くとも計算日における傾向を示すものであり、その限りにおいて有用なものである」³⁾ (Geldmacher: Wirtschaftsunruhe, S. 56/57)

(2) ここでは、各年度の費用額は二つの財産(固定資産)額の差として計算されている。例えば、第二年度の費用額三二万円は、第二年度末の再調達価格を手がかりとして測定した第二年度末の機械の評価額八四万円 $(140万円 \times \frac{2}{5})$ と、第二年度末の再調達価格から第一年度末に設定された引当金の額を引いた一一六万円 $(140万 - 24万)$ との差として計算されている。後者の金額は、第二年度決算直前の当該機械の帳簿価額ともいうべき性質をもつ。もっとも、シュミットの如く帳簿上の資産価額自体を再調達価格に修正するのでなければ、勿論これを帳簿価額と称することはできないが。ここでは、減価償却計算は年度末の機械評価額を決定する手段として使われているにすぎない。従って、この費用額は、計算技術的には費用として直接に把握されているのではなく、財産評価差額ないしは評価損として把握されているのである。

(3) (4) Geldmacher: Wirtschaftsunruhe, S. 63.

(5) この計算を先に引用したゲルトマッヘルの言葉に当嵌めて説明すれば、「固定資産の効用価値減少の年度割当額」が二八万円 $(= 140万 \times \frac{1}{5})$ 、留保された収益の効用価値減少⁴⁾が一万円ということになる。第一年度の留保額二四万円は、第一年度末では固定資産の再調達価格(一一〇万円)の五分の一という「特定の固定資産の取替に役立つ能力」をもっていたが、

期間利益の分配可能性と尺度性

第二年度末では同じ能力を發揮するには二八万円（ $\parallel 140510 \times 11$ ）が必要である。しかるにそれが二七万円にしかないのである。結局一百万円の効用価値減少があったとみるのである。従つてこの二九万円は、二八万円プラス一万円という形で計算されてゐるのである。

- (6) これを減価償却費と呼ぶことは疑問である（2）参照。固定資産費用を示す他の適当な勘定科目を使うべきである。
- (7) これを減価償却引当金と呼ぶことも不適當である。更新勘定とでもすべきか。
- (8) K. Hax, Die Substanzerhaltung der Betriebe, S. 212 ff. 拙稿、前掲書評、一二八頁—一二九頁。
- (9) K. Hax, a. a. O., S. 216.
- (10) (11) K. Hax, a. a. O., S. 219.
- (12) K. Hax, a. a. O., S. 218.
- (13) K. Hax, a. a. O., S. 219.

第五章 實際再調達価格基準と期間利益の尺度性

前章においては、実体資本維持を可能ならしめる費用評価基準が、いかなるものでなければならぬかを明らかにした。かかる費用評価基準の適用によつて実体資本の維持が保証されるということは、この基準に基づいて計算された期間利益は、実体資本を害することなしに分配可能であることを意味する。すなわち、この期間利益は、実体資本維持の立場からみた分配可能性という性質を有するわけである。それでは、このような期間利益は、単に分配可能であるだけでなく、何等かの意味でその期の營業活動の良否を判断する尺度となりうるであろうか。實際再調達価格を

費用の評価基準として計算した期間利益は尺度性をもつであろうか。われわれは、次にこの点を検討しなければならない。

期間利益に対して求めうる尺度性あるいは尺度機能としては、いろいろな内容のものを考えることができるであろう。シュミットの考えるようなものもその一つであり、また、当期業績主義の立場にたつ人々がしばしばいうような「収益力の表現」（この概念は必ずしも明確なものではないが）というのもその一つである。そして、求める尺度性の意味が異なるに依りて、そのような利益を計算するための計算基準が異なってくることも考えられる。しかしながら、具体的にいかなる意味の尺度性を求めるかに関係なく、期間利益が尺度性をもちうるためには絶対に不可欠の条件がある。それは、過去の期間利益または他企業の期間利益と比較が可能であるということである。そもそも、ある期の営業活動の良否の判断は、利益があったか欠損であったかという如き単純な判定を別とすれば、絶対的なものではなくて相対的なものである。すなわち、過去の期との比較、あるいは他企業との比較によって判断されねばならない。従つて、期間利益が尺度性をもちうるためには、かかる比較可能性を備えていることが前提となる。

それでは、期間利益の比較可能性はいかにして得られるのであろうか。われわれは、そのために必要な条件を、少くとも二つ挙げるができる。

第一の条件は、比較さるべき期間利益が、互に同一の損益計算基準に従つて計算されていなければならない、ということである。費用および収益の認識と測定の基準（計算方法を含む）が同じでなければならない、ということである。損益計算の基準は、一般的にいって、絶対的に正しいものが一つだけあるのではなく、選択可能ないくつかのもの

のがありうる。しかも、その中のどれを適用するかによって、計算される期間利益の額は違ってくる。従って、異なる計算基準によって算定された期間利益を相互に比較しても、この比較はほとんど無意味だといわねばならない。ここに、比較性の観点から、計算基準の同一性が要求されるのである。もっとも、このような同一性を他企業との間に求めることは、特定の場合を除いて困難なことが多い。そこで、比較性を専ら同一企業の他期間との間で問題にし、他期間との間で計算基準の同一性を求めるのが普遍である。これがいわゆる継続性の原則 (Principle of consistency) にほかならない。

第二の条件は、算定された期間利益は、真にその期の営業活動（これをどの程度の範囲で考えるかは問題のあるところであるが）の成果だけを反映するものでなければならぬ、ということである。いいかえれば、他の期の営業活動に起因する要素や、いずれの期の営業活動の結果ともいえないような要素が、期間利益の中に含まれてはならない、ということである。かかる要素が期間利益に含まれていれば、たとえ毎期同じ計算基準によって損益計算が行われていても、そのような期間利益を相互に比較することは意味のないことであり、それによって特定期間の営業活動の良否を判断することはできないのである。

期間利益が比較可能であるためには、この二つの条件を備えていなければならない。⁽¹⁾しかして、期間利益の尺度性が比較可能性を前提とするものであるとすれば、期間利益が尺度性を有するか否かを検証するためには、まず、それが少くとも右の二つの条件を備えているかを確かめねばならない。そこで、次にこのような観点から、前章で明らかにした如き実体資本維持の立場からの費用評価基準が、尺度性をもつ期間利益を計算しうるか、すなわち、実体資本

維持の立場からみて分配可能な期間利益が、同時に何等かの意味で尺度性をもちうるか、を検討してみたい。なお、前章では、選択可能ないくつかの計算基準ないし計算方法の選択は問題にしていなくて、ここでは、専ら第二の条件のみを考察の対象にすれば足る。

実体資本維持を可能ならしめる費用評価基準は、実際再調達価格基準である。そこでは、販売価格により測定された収益と実際再調達価格により測定された費用の差として期間利益が算定される。しかして、期中に企業から流出した財が期末までに再調達されている場合には、販売および再調達という取引活動のすべてがその期に含まれているので、販売価格と実際再調達価格の差をすべて当期の営業活動の成果と考えることに何の疑問も生じない。販売価格も再調達価格も、当期の営業活動を通じて現われたものであり、それらの価格は当期の責に帰すべきものだからである。問題になるのは、期末までに再調達が行われていない場合である。以下、これを棚卸資産および固定資産の場合に分けて検討してみよう。

期中に企業から流出した棚卸資産が期末までに再調達されていない場合、その費用は、翌期に判明した実際再調達価格（決算事務終了前に再調達が行われた場合）または将来の実際再調達価格の見積りによって評価しなければならぬ。この場合に問題になるのは、期末現在（厳密に言えば翌期首現在）の再調達価格と実際再調達価格（またはその見積り）との差額である。翌期のはじめには期末再調達価格で再調達しうる状態にあったにもかかわらず、それ以後に期末再調達価格と異なる価格で再調達を行ったとすれば、その差額は、明らかに翌期の購買活動の成果（プラスまたはマイナスの）を意味する。ハックスの言葉を以てすれば、翌期の購買損益（Einkaufsgewinn od.-verlust）である。

シュマールレンパツハのいうように毎期の経営者の交替を考えるまでもなく、これが当期の営業活動の成果に属するものでないことは明瞭である。従つて、實際再調達価格を費用評価基準とする場合には、このような次期の営業活動の責に帰すべき損益が当期の期間利益の中に含まれることになる。これはまた、逆に、当期の営業活動の結果たる損益の一部が、当期の期間利益に含まれず、前期の利益に含まれてゐることを意味する。ここに、われわれは、期間利益の尺度性を害する一つの要素を見出すことができる。実体資本維持の立場から分配可能な期間利益は、まずこの点において、十分な尺度機能を果しえないといわねばならないのである。

固定資産費用については、問題は少しく複雑である。実体資本の維持を可能ならしめるためには、減価償却費は、原則として将来の實際再調達価格（勿論その見積額ということになるが）を基礎価額として計算しなければならない。この場合も、棚卸資産におけると同様に、将来の實際再調達価格が費用評価の基準として適用されているわけであるが、しかし、われわれは、期間利益の尺度性との関係において、これを棚卸資産の場合と同一に解釈することはできない。固定資産の場合には、事情が異なるのである。棚卸資産費用に関しては、期末再調達価格と翌期の實際再調達価格との差を、翌期の営業活動（購買）の成果とみる事が可能である。これは、翌期首に、期末再調達価格で再調達を行うことが可能である、ということを前提としている。しかしながら、固定資産に関しては、このような前提は成り立たない。固定資産の再調達は、原則として、その耐用年数が過ぎて廃棄された時にはじめて問題になるのである。当期の費用部分（一定の減価償却計画の下で想定されたもの）を期末価格で翌期首に再調達することは、實際的にも理論的にも考えられないからである。従つて、實際再調達価格が期末価格と異なるとしても、實際再調達価格を

基礎価額として計算した期間減価償却費の額と、期末現在の再調達価格を基礎価額として計算した期間償却費の額との差を、次期以降の営業活動の責に帰せしめることはできないのである。むしろ、実体資本維持を目的とするならば、固定資産の耐用年数が尽きた場合にその再調達が可能なだけの資金を留保することが、毎期の営業活動の責任であり、従って、将来の実際再調達価格を基礎価額として計算した償却額を毎期の費用とすること自体は、期間利益の尺度性を害する要因にはならないのである。もちろん、基礎価額たる将来の実際再調達価格を各期にどのように配分すべきかについては、いろいろな考え方があろう。例えば、定額法の考え方を基準にしながら、毎期末の再調達価格または期中の平均再調達価格を斟酌して、定額に若干の修正を加えて毎期の償却額を決定することも一つの方法であらう。これは、償却費の評価基準を原則として将来の実際再調達価格におきながら、しかもそれを各期の価格水準に比例させようとするものであるが、収益の額が毎期の価格水準に支配されることを前提とすれば、これは毎期の収益と費用の評価基準にある程度の関連性をもたせることになり、期間利益の尺度性にある種のすぐれた効果を及ぼすことになるであらう。あるいはまた、将来の実際再調達価格を定額法で配分した償却費を、そのまま各期が回収すべき責任額とし、それを価格政策に折り込んで、収益をその水準に合せることを毎期の営業活動に義務づける、という考え方も可能であらう。この考え方にたてば、将来の実際再調達価格を基礎価額として、定額法で計算した減価償却費を毎期費用に計上しても、期間利益の尺度性には何等障碍とはならない。いづれにせよ、将来の実際再調達価格を基礎価額とする償却費の計算自体には、特に期間利益の尺度性を害する要因を見出しえないのである。

しかしながら、以上は将来の実際再調達価格の見積が可能であることを前提としての議論である。だが、前章で述

べた通り、固定資産の再調達は、一般には相当遠い将来に行われることを予定しなければならず、その時の再調達価格を見積ることはほとんど不可能であるといわねばならない。従って、通常は、毎期末の再調達価格を實際再調達価格の見積として用いざるをえないのである。ところで、このように期末再調達価格を将来の實際再調達価格の見積額とみなし、それを基礎価額として計算した減価償却費だけを毎期費用に計上するのであれば、すでに述べてきたような理由により、期間利益の尺度性に対する障壁にはならない。しかし、それだけでは、再調達価格が変動している場合には、実体資本維持を保証することができないのである。実体資本維持の立場からは、毎期の固定資産費用は、期末再調達価格を基礎価額として一定の減価償却計画に従って計算した、過去の経過年数に見合う要償却額と、過去にすでに固定資産費用として計上された（すなわち留保されている）額との差として算定されなければならない。そこで、われわれは、かくして決定される額と、期末再調達価格を基礎価額として単純に計算される期間減価償却費との差額を、期間利益の尺度性の観点から更に検討しなければならない。

問題を明瞭にするため、前章（二七九頁の表参照）で示した数字例の第二年度の場合にあてはめて説明しよう。実体資本維持の立場からは、第二年度末には五六万円（ $\frac{1}{3} \times 160,000$ ）が引当金ないし更新勘定として留保されていなければならない。すでに留保してある額は二四万円である。従って、第二年度は三二万円を費用に計上して留保しなければならない。この三二万円のうち二八万円は、すでに説明した如く、期間利益の尺度性の障壁にならない額である。それは、一定の減価償却計画（この場合は定額法）のもとで想定された当該年度の固定資産の消耗（この場合は全体の $\frac{1}{5}$ ）を、實際再調達価格（この場合はその見積としての期末価格一四〇万円）を基準にして評価したものである。

からである。従つて、問題は、この両者の差額四万円（＝32万円－28万円）をどのような性質の費用と解釈するか、という点にある。

この差額四万円が出た原因は、第一期に減価償却の基礎価額を一二〇万円としたことにある。一二〇万円は第一期末の再調達価格であるが、それは実際再調達価格の見積として使われている。従つて、第二期末に見積つた実際再調達価格（第二期末の再調達価格はこれを意味する）一四〇万円からみれば、第一期末の見積は誤つていたことになる。すなわち、本来であれば、第一期においても、実体資本維持の立場からは二八万円（＝140万円× $\frac{1}{2}$ ）を留保すべきであつたところ、再調達価格の見積違いにより、二四万円（＝120万円× $\frac{1}{2}$ ）しか留保しなかつたわけであり、四万円だけ留保額が不足していたのである。第二期度末にこのことが明らかになつた限り、第二期度はこの不足分をも留保しなければならぬ。さもなければ、第二期度末で実体資本が維持されているとはいえないからである。そこで、第二期度には、第二期度の固定資産消耗を実際再調達価格の見積を基準にして評価した二八万円のほかに、この四万円を加え、三二万円をあらたに留保することになるのである。このように考えれば、この四万円は前期における実際再調達価格の見積違いに起因するものであり、第二期の営業活動に結びついた固定資産費用ではないのである。

実体資本維持の立場から損益計算を行う場合には、毎期末の固定資産の再調達価格が変動する限り、かかる項目が期間利益に含まれてくることは避けられない。その期の営業活動に関係のない項目が、期間利益に含まれてくるのである。ここにも、われわれは、期間利益の尺度性を害する一つの要素を見出すことができるのである。⁽²⁾

以上、前章で明らかにしたような、実体資本維持のための費用評価基準に基づいて計算される期間利益が、何等か

の意味でその期の営業活動の良否を判断する尺度となりうるか、すなわち、尺度性をもちうるかを検討してきた。そして、棚卸資産費用の計算においても、また固定資産費用の計算においても、その期の営業活動とは関係のない項目、従って、期間利益の尺度性を害するような項目が含まれざるをえないことが明らかになった。かくて、われわれは次のように結論しうるのである。実体資本維持の立場からみて分配可能な期間利益は、当該期間の営業活動の良否を判断する尺度とはなりえない。従って、ここでは、期間利益の性質としての分配可能性と尺度性は両立しない。

(1) 損益計算原則としてのシュマーレンバッハの比較性の原則は、具体的にはこの二つの条件、すなわち、計算方法の同一性と、その期の営業活動に関係のない項目の排除とを要求する原則である。(拙稿、「シュマーレンバッハ学説における期間利益概念の変化」ビジネス・レビュー、第七巻第三号、八一頁—八二頁、八六頁—八八頁参照)

(2) ハックスもこの点を認めて、次のようにいっている。「価格が上昇した年度は、過年度の留保不足をとり戻すことによって費用負担額が多くなり、その結果、成果計算の比較性が著しく害される。」(K. Hax, Die Substanzertaltung der Betriebe, S. 210.)

第六章 期間利益の分配可能性と尺度性

損益計算における実体資本維持説は、損益計算を通じて実体資本の維持をはかることを目的とする。ここでは、実体資本を維持して余れるもの、あるいは、それを分配しても実体資本が侵害されないものだけが利益と考えられる。従って、実体資本維持の立場から行われる期間損益計算においては、期間利益は、まず、かかる意味での分配可能性を

その基本的な性質として備えることになる。ところが、実体資本維持説を代表するゲルトマッヘルおよびシュミットにおいては、かかる分配可能性のほかに、期間利益がその期の営業活動の良否判断の尺度になるということ、すなわち尺度性が、期間利益のもう一つの性質として主張されている。そこでわれわれは、実体資本維持説における期間利益が、果して分配可能性と尺度性という二つの性質を矛盾なく備えうるかを検討してみたのである。

その結果得られた結論は、期間利益に関するこの二つの性質は、少くとも実体資本維持説においては、両立しえないということである。ゲルトマッヘルとシュミットが主張した費用評価基準は、「販売日の再調達価格」である。この基準によって計算される期間利益は、尺度性をもつことはできるが、実体資本維持の立場からみた分配可能性を備えることはできない。ということ、彼等の説は、完全な実体資本維持説ではないということである。そこでわれわれは、本来実体資本維持の立場から要求される費用評価基準、すなわち、この立場からみて分配可能な期間利益を計算するための費用評価基準は如何にあらねばならないかを追求し、そして「実際再調達価格」を原則とする費用評価基準へと到達したのである。ところが、この基準によって計算された期間利益は、もう一つの性質たる尺度性をもつことができないのである。

このような結論からこれまでの実体資本維持説を振返ってみるならば、何故そこで費用評価基準として「販売日の再調達価格」が主張されたか、特に、シュミットが、不自然な財務的操作を予定してまでも、何故「実際再調達価格」を排し、「販売日の再調達価格」を主張しなければならなかったか、がわかるように思う。シュミットの損益計算（あるいは財産計算をも含めて）においては、企業活動の国民経済的效果を測定すること、あるいは、かかる効果の

指標としての利益を計算することが、極めて重要な目的として措定されている。というよりも、彼においては、これが最も重要な目的と考えられているとみるべきであろう。これは、尺度性をもつ利益を追求することにはかならない。かかる利益を計算するためには、彼の場合、販売日の再調達価格で費用を評価しなければならぬのである。ほかに、国民経済における生産と消費の平行というような別の事柄も考えられてはいるが、少くとも損益計算に関する限り、彼が販売日の再調達価格を固執する最大の理由は、かかる国民経済的效果の測定、あるいは、その指標としての利益の計算を目的とするところにあると思われる。ところが、彼はこのような損益計算に、実体資本維持というもう一つの目的をも果させようとした。しかしながら、販売日再調達価格基準によっては、実体資本維持の立場からみて分配可能な利益を計算することができない。だからといって、この費用評価基準を捨て、実体資本維持のための費用評価基準たる実際再調達価格基準をとることは、企業活動の国民経済的效果の測定というはじめの目的を捨てることを意味する。これは彼の容認しうるところではない。そこで、販売日再調達価格基準の枠内でなお実体資本維持を可能ならしめる道を考え、ここに「企業家の任務」という形で財務的操作を導入したのである。シュミットは、期間利益に尺度性と分配可能性の二つの性質を求めているが、重点はむしろ前者にあると考えられるのである。

一般に、実体資本維持説で販売日再調達価格基準が主張されていることは、期間利益に尺度性を求めようとする思考の現われである。実体資本維持の立場から損益計算を行う場合には、本来、期間利益の分配可能性を第一に求めるべきであるにもかかわらず、期間利益の尺度性を重視し、それを害さない限りで、しかも不十分な程度で分配可能性を求めるにすぎないのであれば、それは、もはや実体資本維持説の名に値しないものといわねばならない。

そもそも、期間利益が尺度性をもちうるためには、そこに算入される費用収益は、その期の営業活動の結果生じたものでなければならぬ。然らざるもの、例えば、いづれの期の営業活動の結果とも見做しえないもの、あるいは、他の期の営業活動の結果であるものは、期間利益から除かなければならない。いいかえれば、期間中に認識された資本増減のうち、その期の営業活動の結果とみられるものだけが期間利益を構成しなければならぬ。これに対して、資本維持の観点から分配可能な期間利益を求める場合には、その原因が何であれ、要するにその期間中に認識された資本増減⁽¹⁾は、すべて期間利益の構成要素となる。この立場からは、期間利益は、本来、期末という特定の時点における資本在高のうち、維持すべき在高を超える部分として規定されるからである。このように考えれば、それぞれの観点から計算される期間利益は、当然違ってくる筈である。本稿では、実体資本維持論における費用評価基準との関連においてのみ、この問題を分析したので、どちらかといえば経営利益 (Betriebsgewinn) ないし取引利益 (Umsatzgewinn) の枠内で問題を考へてきたけれども、この枠を広げて期間利益 (Periodengewinn, Bilanzgewinn) 全体をみるならば、右の考察からも明らかな如く、尺度性と分配可能性という二つの性質に関する矛盾は、更に期間利益に含められる費用収益の範囲に関連しても生じてくるのである。例えば、臨時的、偶発的損益項目は、資本維持の観点からみた分配可能な期間利益には含まれるが、尺度性をもつ期間利益を求める場合には、それらを除去しなければならぬ。従って、尺度性をもちえないということは、決して実体資本維持の立場から計算された期間利益に固有の事柄ではなく、いかなる資本概念をとるにせよ、要するに資本維持の立場から規定される期間利益に共通の事柄なのである。ただ、実体資本維持説においては、期間利益に含められる費用収益の範囲のほかに、費用評価基準自体にも期

間利益の尺度性を害する要因が存在するとうにすぎない。

しかし、この点を指摘することは、決して意義のないことではない。というのは、第二次大戦後、わが国においても大いに論ぜられ、かつ実践に移された後入先出法の問題、あるいは、固定資産再評価の問題と密接な関係があるからである。すなわち、これらの方法は、価格変動、特にインフレーションに関連して、いわゆる取得原価による費用評価の修正方法として（勿論、実践上の理由から一定の限界内ではあるが）とりあげられたのであるが、これらの方法の基盤となるべき期間利益概念が、果して十分明確に認識されているか否か、甚だ疑問に思われるのである。例えば、後入先出法を推奨する論拠として、ある者は、この方法によれば収益（売上高）と費用（売上原価）が同一の価格水準の下で評価され、従って価格変動の影響を利益から除去することができるという点を挙げ、またある者は、この方法が、少くとも棚卸資産に関しては、実体維持を達成できるといふ点を強調する。しかし、実践上の問題はともかくとして、少くとも理論的には、この二つの考え方は決して同じものではないのである。それらは、全く異なる期間利益概念を基礎としている。前者の見解をとるものは、窮極的には尺度性をもち期間利益を考え、その計算に有効な方法として後入先出法を推奨しているのであるが、これに対して、後者の見解をとるものは、実体資本維持の立場からみた分配可能な期間利益の計算を考えているのである。しかも、この二つの利益概念は、すでに論証した通り、一個の利益数値において両立しうるものではないのである。実践上の問題としては、一定の制約があるために、両者の思考の差異が具体的な方法の違いとして明瞭に現われてはこないかもしれないが、この差異を十分認識することは、損益計算の基準を形成するに当って理論的混乱を招かないために、極めて重要なことであると思う。

また、アメリカにおける当期業績主義と包括主義の対立も、窮極的には、われわれが問題にした二つの期間利益概念の対立に由来するものといえる。当期業績主義は、期間利益に企業の収益力の表現という尺度性を求める思考である。従って、そこでは、当期に認識された損益項目でも、当期の営業活動に関係のないものは期間利益から除外し、直接に利益剰余金に加減せしめるのである。しかし、このような項目でも、資本維持の観点からみれば分配可能利益には含めなければならない。この点で、当期業績主義における期間利益概念には、分配可能性という性質は認めえないのである。

包括主義においては、数期の期間利益の平均値を以て企業の収益力をみようとする考え方はあるが、個々の期間利益には、収益力の表現というような尺度性を求めない。包括主義の期間利益には、発生原因ないし期間帰属の如何にかかわらず、その期のうちに認識された一切の損益項目が含まれる。すべての費用収益は資本の増加・減少を意味するのであるから、すべての費用収益項目を含む包括主義の期間利益は、その期間中に認識された資本の純増加分⁽²⁾であり、従って、期末資本が期首資本⁽³⁾を超える部分に一致する。とすれば、包括主義における期間利益は、明らかに資本維持の観点から規定した期間利益と同一のものであり、その立場からみた分配可能性を特徴とする期間利益にはかならない。しかし、それは尺度性をもちえないのである。

分配可能性と尺度性という期間利益に関する二つの性質が両立しえないものであり、しかも、それぞれの性質をもつ期間利益の額を知る必要があるのであれば、それらを別々に計算する以外に方法はない。また、そのようにしても一向に不都合はない筈である。今日の損益計算制度における区分計算、特に、損益・利益剰余金結合計算書 (Comb-

ined income and earned surplus statement) にみられる形式は、損益計算を区分することによって、尺度性をもつ利益と分配可能性をもつ利益の両者を計算・表示しようとするものである。性質の異なる二つ以上の利益を同時に追求するには、かかる方法によらざるをえまい。この方法を実体資本維持の立場にたつ損益計算に適用すれば、同様に、尺度性をもつ利益と、実体資本維持の立場からみて分配可能な利益の両者を計算・表示することが可能である。しかし、注意すべきことは、この場合でも、それぞれの性質をもつ期間利益は別々に計算され表示されているにすぎないということである。

一般に、利益という概念は目的概念である。利益は、一定の目的のために計算された利益でのみありうる。限定詞のつかない利益ないし期間利益というものは考えられない。分配可能な期間利益もあれば、尺度機能をもつ期間利益もある。しかも、目的が違えば、利益の額も異なる場合が多い。勿論、一つの目的のために計算された期間利益が、同時に他の目的を果しうることもありえよう。しかしそこには何等必要性はないのである。とすれば、会計上の期間利益はいかなる目的をもつものであるか、あるいは、もつべきであるか、ということがまず問われなければならない。然らざれば、損益計算の原則や方法の選択ができないからである。これは決して容易に解決しうる問題ではない。だが、少くとも次のことだけはいえるであろう。それは、いかなる期間利益概念をとるにせよ、その期間利益概念と論理的に矛盾のない計算原則や計算方法の体系を作りあげなければならない、ということである。そのためには、いろいろな計算原則や方法の背後にいかなる期間利益概念が予定されているかを究明し、以て原則や方法の性格を明確ならしめることが不可欠の前提である。

(1)(2) 資本取引（利益の社外分配を含む）による資本の増減を除く。なお、総資本を考える場合には、更に負債の増減によるものを除く。

(3) 期中における資本取引（利益の社外分配を含む）による資本の増減を加減したもの。なお、総資本を考える場合には、更に期中における負債の増減を加減したもの。